

議案第 110 号

専決事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和 6 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、82,606 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,733,519 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 県支出金	4,153,197	82,606	4,235,803
歳入合計	56,650,913	82,606	56,733,519

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	4,761,370	82,606	4,843,976
歳 出 合 計	56,650,913	82,606	56,733,519

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	82,606			
	82,606			

2 歳 入

(款) 18 県支出金
(項) 3 委託金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計
18			県支出金	4,153,197	82,606	4,235,803
	3		委託金	208,041	82,606	290,647
		1	総務費委託金	200,376	82,606	282,982

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 選挙費委託金	82,606	1 衆議院議員選挙委託金

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
2	4		総務費	4,761,370	82,606	4,843,976	82,606	
			選挙費	26,184	82,606	108,790	82,606	
		9	衆議院議員選挙 費	0	82,606	82,606	県支出金 82,606	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	11,050	1 衆議院議員選挙経費 82,606 (1) 衆議院議員選挙経費 (82,606)
3 職員手当等	24,530	
7 報償費	136	
8 旅費	72	
10 需用費	3,092	
11 役務費	8,647	
12 委託料	25,736	
13 使用料及び 賃借料	4,661	
17 備品購入費	4,682	

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	退職手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	4		38,928	66	17,519 (4.50)	12,804	69,317	9,804	79,121	
	議 員	23	125,742			42,751 (3.40)		168,493	36,391	204,884	
	その他の 特 別 職	2,291	141,147					141,147	451	141,598	
	計	2,318	266,889	38,928	66	60,270	12,804	378,957	46,646	425,603	
補正前	長 等	4		38,928	66	17,519 (4.50)	12,804	69,317	9,804	79,121	
	議 員	23	125,742			42,751 (3.40)		168,493	36,391	204,884	
	その他の 特 別 職	2,000	136,701					136,701	451	137,152	
	計	2,027	262,443	38,928	66	60,270	12,804	374,511	46,646	421,157	
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0			0		0	0	0	
	その他の 特 別 職	291	4,446					4,446	0	4,446	
	計	291	4,446	0	0	0	0	4,446	0	4,446	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(963) 1,043	1,617,695	3,936,322	2,951,825	8,505,842	1,571,293	10,077,135	
補 正 前	(950) 1,043	1,611,091	3,936,322	2,927,295	8,474,708	1,571,293	10,046,001	
比 較	(13) 0	6,604	0	24,530	31,134	0	31,134	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
	補 正 後	316,954	13,523
	補 正 前	293,076	12,871
	比 較	23,878	652

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(48) 1,023		3,900,396	2,690,586	6,590,982	1,272,771	7,863,753	
補 正 前	(48) 1,023		3,900,396	2,666,056	6,566,452	1,272,771	7,839,223	
比 較	(0) 0		0	24,530	24,530	0	24,530	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
	補 正 後	314,539	13,523
	補 正 前	290,661	12,871
	比 較	23,878	652

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(915) 20	1,617,695	35,926	261,239	1,914,860	298,522	2,213,382	
補 正 前	(902) 20	1,611,091	35,926	261,239	1,908,256	298,522	2,206,778	
比 較	(13) 0	6,604	0	0	6,604	0	6,604	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	24,530	その他の増減分		24,530	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和6年度 補正予算（専決）の概要

（単位：千円）

1 一般会計補正予算（第5号）

補正状況	
補正前の予算額	56,650,913
補正予算額	82,606
計	56,733,519

2 一般会計補正予算編成内容

衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官の国民審査に係る経費を計上。

(1) 歳出

1 【選挙管理委員会 事務局】	衆議院議員選挙経費 衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官 の国民審査が行われることから、必要経費の補正を行う。	82,606
--------------------	---	--------

(2) 歳入

県支出金	82,606
------	--------

議案第 1 1 1 号

令和 6 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5 1 0，6 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、5 7，2 4 4，1 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提 出

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		296,789	4,354	301,143
	1 議会費	296,789	4,354	301,143
2 総務費		4,843,976	△26,882	4,817,094
	1 総務管理費	3,771,763	△27,387	3,744,376
	2 徴税費	541,853	△647	541,206
	3 戸籍住民基本台帳 費	354,815	△4,883	349,932
	4 選挙費	108,790	395	109,185
	5 統計調査費	30,411	5,480	35,891
	6 監査委員費	36,344	160	36,504
3 民生費		23,347,091	448,858	23,795,949
	1 社会福祉費	8,328,744	285,546	8,614,290
	2 老人福祉費	4,797,553	△10,448	4,787,105
	3 児童福祉費	7,955,483	132,797	8,088,280
	4 生活保護費	2,176,062	38,896	2,214,958
	5 人権政策費	69,751	△971	68,780
	6 国民年金事務費	19,498	3,038	22,536
4 衛生費		5,270,888	15,950	5,286,838
	1 保健衛生費	3,073,002	26,335	3,099,337
	2 清掃費	2,197,886	△10,385	2,187,501
6 農林水産業費		1,155,533	11,075	1,166,608
	1 農業費	791,583	11,248	802,831
	2 林業費	82,120	△19	82,101
	3 水産業費	281,830	△154	281,676
7 商工費		367,647	7,045	374,692
	1 商工費	367,647	7,045	374,692
8 観光費		514,112	9,389	523,501
	1 観光費	514,112	9,389	523,501
9 土木費		8,084,036	43,203	8,127,239
	1 土木管理費	392,100	614	392,714
	2 道路橋梁費	3,192,208	30,527	3,222,735

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	3 河川費	842, 595	30, 521	873, 116
	5 都市計画費	3, 209, 655	△22, 650	3, 187, 005
	6 住宅費	407, 317	4, 191	411, 508
10 消防費		2, 382, 218	△2, 468	2, 379, 750
	1 消防費	2, 382, 218	△2, 468	2, 379, 750
11 教育費		4, 665, 805	141	4, 665, 946
	1 教育総務費	1, 480, 357	△13, 916	1, 466, 441
	2 小学校費	637, 003	△247	636, 756
	3 中学校費	441, 975	210	442, 185
	4 幼稚園費	147, 191	△1, 965	145, 226
	5 社会教育費	788, 652	22, 886	811, 538
	6 保健体育費	1, 170, 627	△6, 827	1, 163, 800
歳 出	合 計	56, 733, 519	510, 665	57, 244, 184

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
3 民生費	3 児童福祉費	市立保育所施設整備事業	30,754
6 農林水産業費	1 農業費	排水機維持管理経費	10,500
7 商工費	1 商工費	創業支援事業	7,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路整備事業	1,493,214
	3 河川費	河川改良事業	72,955
		排水施設整備事業	32,900
	6 住宅費	公営住宅整備事業	13,849
		住宅対策事業	19,000

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	4,614

事 項	期 間	限 度 額(千円)
広報いせ印刷製本業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	42,287
いせ市民活動センター管理運営委託	自 令和6年度 至 令和7年度	19,650
コミュニティバスデマンド運行业務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	11,274
コミュニティバス運行业務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	136,988
成年後見サポートセンター運営業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	12,925
生活困窮者自立相談支援等業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	21,306
家庭学習・生活支援事業業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	8,955
おでかけ支援事業	自 令和6年度 至 令和7年度	24,000
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	8,019
親子3人乗り自転車利用支援事業	自 令和6年度 至 令和7年度	439
健康・医療電話相談業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	10,000
連携リハビリテーション医学講座 設置事業	自 令和6年度 至 令和9年度	72,000
南勢地域医療学寄附研究部門設置事業	自 令和6年度 至 令和9年度	28,500
一般廃棄物収集運搬業務委託（その2） （令和6年度債務負担行為）	自 令和6年度 至 令和7年度	338,799

事 項	期 間	限 度 額(千円)
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	34,325
二見健康管理増進センター管理運営委託	自 令和6年度 至 令和9年度	555
地域経済循環創造事業補助金	自 令和6年度 至 令和7年度	100,000
宮川堤公園観光客受入業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	6,140
伊勢への誘客促進事業	自 令和6年度 至 令和7年度	12,014
集大会・合宿誘致補助金	自 令和6年度 至 令和7年度	2,000
高向小俣線ほか1線整備事業業務委託 (橋梁下部工事) (P6、P7、P8)	自 令和6年度 至 令和9年度	2,950,500
高向小俣線ほか1線整備事業業務委託 (橋梁詳細設計修正業務委託)	自 令和6年度 至 令和7年度	49,350
雨水ポンプ場保守点検及び緊急対応 業務委託	自 令和6年度 至 令和9年度	224,976
みなと小学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	2,686
二見中学校スクールタクシー運行 業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	576
小俣児童体育館ほか管理運営委託	自 令和6年度 至 令和9年度	15,915
尾崎罌堂記念館管理運営委託	自 令和6年度 至 令和11年度	41,480
山田奉行所記念館管理運営委託	自 令和6年度 至 令和11年度	23,885

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
一 般 補 助 施 設 整 備 事 業 債	6,200	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資金、地 方公共団体金融機構資 金についてはその融通 条件により、銀行その 他場合にはその債権者 との協定によるものとす る。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換 えすることができる。
こ ども 子 育 て 支 援 事 業 債	27,600			

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
緊急自然災害防止対策事業債	959,800	1,003,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金	9,841,394	159,517	10,000,911
18 県支出金	4,235,803	65,254	4,301,057
21 繰入金	4,755,462	191,440	4,946,902
22 繰越金	146,503	14,269	160,772
23 諸収入	902,554	2,985	905,539
24 市債	3,243,600	77,200	3,320,800
歳入合計	56,733,519	510,665	57,244,184

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費	296,789	4,354	301,143
2 総務費	4,843,976	△26,882	4,817,094
3 民生費	23,347,091	448,858	23,795,949
4 衛生費	5,270,888	15,950	5,286,838
6 農林水産業費	1,155,533	11,075	1,166,608
7 商工費	367,647	7,045	374,692
8 観光費	514,112	9,389	523,501
9 土木費	8,084,036	43,203	8,127,239
10 消防費	2,382,218	△2,468	2,379,750
11 教育費	4,665,805	141	4,665,946
歳 出 合 計	56,733,519	510,665	57,244,184

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				4,354
				△26,882
108,600	59,495	27,600	4,494	248,669
1,765	684		△102	13,603
		10,500		575
				7,045
				9,389
25,000		39,100		△20,897
				△2,468
				141
135,365	60,179	77,200	4,392	233,529

2 歳 入

(款) 17 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計
17			国庫支出金	9,841,394	159,517	10,000,911
	1		国庫負担金	6,290,524	132,752	6,423,276
		1	民生費国庫負担金	6,288,094	132,752	6,420,846
	2		国庫補助金	3,484,165	26,765	3,510,930
		2	民生費国庫補助金	440,818	26	440,844
		3	衛生費国庫補助金	83,369	1,739	85,108
		6	土木費国庫補助金	1,451,081	25,000	1,476,081
	18		県支出金	4,235,803	65,254	4,301,057
		1	県負担金	2,587,240	59,375	2,646,615
			2 民生費県負担金	2,583,599	59,375	2,642,974
		2	県補助金	1,357,916	5,879	1,363,795
			2 民生費県補助金	743,952	5,202	749,154
		3	衛生費県補助金	51,968	677	52,645
21			繰入金	4,755,462	191,440	4,946,902
	1		基金繰入金	4,680,912	191,440	4,872,352
		1	財政調整基金繰入金	3,578,841	191,440	3,770,281
22			繰越金	146,503	14,269	160,772
	1		繰越金	146,503	14,269	160,772
		1	繰越金	146,503	14,269	160,772
23			諸収入	902,554	2,985	905,539
	5		雑入	820,499	2,985	823,484
		4	民生費収入	237,272	2,985	240,257
24			市債	3,243,600	77,200	3,320,800
	1		市債	3,243,600	77,200	3,320,800
		2	民生債	33,600	27,600	61,200
		4	農林水産業債	151,400	10,500	161,900
		5	土木債	2,375,300	39,100	2,414,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費負担金	120,548	1 特別障害者手当等給付費国負担金 581 2 医療給付費国負担金 △633 3 障害者自立支援給付費国負担金 104,739 4 障害児施設給付費等国負担金 15,861
3 児童福祉費負担金	3,600	1 児童入所施設措置費等国負担金
6 生活保護費負担金	8,604	1 生活保護費国負担金（過年度分）
1 社会福祉費補助金	26	1 重層的支援体制整備事業交付金
1 保健衛生費補助金	1,739	1 母子保健衛生費国補助金 384 2 出産・子育て応援交付金 1,355
1 土木管理費補助金	25,000	1 国際観光旅客税財源観光振興費国補助金
1 社会福祉費負担金	57,575	1 障害者自立支援給付費等負担金 49,644 2 障害児通所給付費等負担金 7,931
3 児童福祉費負担金	1,800	1 児童入所施設措置費等負担金
1 社会福祉費補助金	7	1 重層的支援体制整備事業費交付金
3 児童福祉費補助金	5,195	1 保育対策総合支援事業費補助金
1 保健衛生費補助金	677	1 出産・子育て応援交付金
1 財政調整基金繰入金	191,440	1 財政調整基金繰入金
1 前年度繰越金	14,269	1 前年度繰越金
2 老人福祉費収入	2,985	1 保健・介護予防一体的実施事業委託料
1 児童福祉債	27,600	1 こども子育て支援事業債（保育所分）
1 農業債	10,500	1 緊急自然災害防止対策事業債（排水施設分）
1 道路橋梁債	6,200	1 一般補助施設整備等事業債（道路分）
2 河川債	32,900	1 緊急自然災害防止対策事業債（河川分）

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
1			議会費	296,789	4,354	301,143		4,354
	1		議会費	296,789	4,354	301,143		4,354
		1	議会費	296,789	4,354	301,143		4,354

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	2,211	1 人件費支給事業 4,354 (1) 一般職員人件費（議会費） (4,340)
3 職員手当等	1,527	(2) 会計年度任用職員人件費（議会費） (14)
4 共済費	616	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
2	1	総務費		4,843,976	△26,882	4,817,094		△26,882
		総務管理費		3,771,763	△27,387	3,744,376		△27,387
		1 一般管理費		1,787,815	△34,666	1,753,149		△34,666
	17	市民交流推進費		122,531	7,279	129,810		7,279
	2	徴税費		541,853	△647	541,206		△647
		1 税務総務費		426,060	△647	425,413		△647
	3	戸籍住民基本台帳費		354,815	△4,883	349,932		△4,883
		1 戸籍住民基本台帳費		354,815	△4,883	349,932		△4,883
	4	選挙費		108,790	395	109,185		395
		1 選挙管理委員会費		25,330	395	25,725		395
	5	統計調査費		30,411	5,480	35,891		5,480
		1 統計調査総務費		21,131	5,480	26,611		5,480
	6	監査委員費		36,344	160	36,504		160
		1 監査委員費		36,344	160	36,504		160

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	5,814	1 人件費支給事業 △34,666
2 給料	△23,763	(1) 市長及び副市長人件費 (62)
3 職員手当等	△9,858	(2) 一般職員人件費（一般管理費） (△40,434)
4 共済費	△7,021	(3) 会計年度任用職員人件費（一般管理費） (5,706)
8 旅費	162	
2 給料	2,126	1 人件費支給事業 7,279
3 職員手当等	4,029	(1) 一般職員人件費（市民交流推進費） (7,279)
4 共済費	1,124	
1 報酬	△2,162	1 人件費支給事業 △647
2 給料	1,466	(1) 一般職員人件費（税務総務費） (△1,559)
3 職員手当等	122	(2) 会計年度任用職員人件費（税務総務費） (912)
4 共済費	49	
8 旅費	△122	
1 報酬	△1,623	1 人件費支給事業 △4,883
2 給料	△2,453	(1) 一般職員人件費（戸籍住民基本台帳費） (△1,927)
3 職員手当等	127	(2) 会計年度任用職員人件費（戸籍住民基本台帳費） (△2,956)
4 共済費	△949	
8 旅費	15	
2 給料	262	1 人件費支給事業 395
3 職員手当等	160	(1) 一般職員人件費（選挙管理委員会費） (395)
4 共済費	△27	
2 給料	2,809	1 人件費支給事業 5,480
3 職員手当等	1,866	(1) 一般職員人件費（統計調査総務費） (5,480)
4 共済費	805	
2 給料	△130	1 人件費支給事業 160
3 職員手当等	404	(1) 一般職員人件費（監査委員費） (149)
4 共済費	△114	(2) 会計年度任用職員人件費（監査委員費） (11)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
3		民生費		23,347,091	448,858	23,795,949	200,189	248,669
	1	社会福祉費		8,328,744	285,546	8,614,290	158,550	126,996
		1	社会福祉総務費	2,907,778	34,551	2,942,329	その他 1,050	33,501
		2	障害者福祉費	4,031,788	230,343	4,262,131	国庫支出金 105,000 県支出金 52,500	72,843
		5	地域福祉推進費	454,368	20,652	475,020		20,652
	2	老人福祉費		4,797,553	△10,448	4,787,105	3,444	△13,892
		1	老人福祉推進費	4,797,553	△10,448	4,787,105	その他 3,444	△13,892
	3	児童福祉費		7,955,483	132,797	8,088,280	38,195	94,602
		1	児童福祉総務費	1,060,368	111,916	1,172,284	県支出金 5,195	106,721
		2	児童措置費	4,556,276	7,200	4,563,476	国庫支出金 3,600 県支出金 1,800	1,800
		3	父母子福祉費	442,485	△485	442,000		△485

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	1,686	1 人件費支給事業	34,551
2 給料	13,162	(1) 一般職員人件費 (社会福祉総務費)	(32,362)
3 職員手当等	15,639	(2) 会計年度任用職員人件費 (社会福祉総務費)	(2,189)
4 共済費	3,566		
8 旅費	498		
19 扶助費	210,000	1 障害者福祉対策事業	20,343
22 償還金、利子及び割引料	20,343	(1) 障害者福祉運営対策経費	(20,343)
		2 障害者介護給付等事業	210,000
		(1) 障害者介護給付等事業	(210,000)
22 償還金、利子及び割引料	20,652	1 いせライフセーフティネット事業	20,652
		(1) 生活困窮者自立支援事業	(993)
		(2) 小地域活動推進事業	(19,659)
27 繰出金	△10,448	1 後期高齢者医療特別会計繰出金	△8,116
		(1) 事務費繰出金	(△11,560)
		(2) 保健・介護予防一体的実施事業繰出金	(3,444)
		2 介護保険特別会計繰出金	△2,332
		(1) 職員給与費等繰出金	(△3,414)
		(2) 事務費繰出金	(1,082)
1 報酬	△3,273	1 人件費支給事業	11,815
2 給料	4,384	(1) 一般職員人件費 (児童福祉総務費)	(9,909)
3 職員手当等	3,298	(2) 会計年度任用職員人件費 (児童福祉総務費)	(1,906)
4 共済費	132	2 保育対策推進事業	24,193
8 旅費	128	(1) 保育一般事務費	(17,441)
10 需用費	564	(2) 保育士確保事業	(9,374)
		(3) 医療的ケア児童保育支援事業	(△2,622)
18 負担金、補助及び交付金	64,275	3 子育て応援事業	24,967
22 償還金、利子及び割引料	42,408	(1) 児童福祉一般事務費	(24,967)
		4 民間保育施設各種補助事業	52,013
		(1) 民間保育施設運営補助事業	(3,013)
		(2) 民間保育施設特別支援保育等充実事業	(49,000)
		5 要保護児童等支援事業	△3,124
		(1) こども家庭相談センター事業	(△3,124)
		6 原油価格・物価高騰等緊急対策事業	2,052
		(1) 保育所等食材費負担軽減事業	(2,052)
19 扶助費	7,200	1 児童措置事業	7,200
		(1) 児童入所施設措置事業	(7,200)
1 報酬	△485	1 ひとり親家庭福祉事業	△485
		(1) ひとり親家庭支援事業	(△485)

(款) 3 民生費
(項) 3 児童福祉費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
		4	児童福祉施設費	1,669,472	278	1,669,750	市債 27,600	△27,322
		6	こども発達支援費	204,378	13,888	218,266		13,888
	4		生活保護費	2,176,062	38,896	2,214,958		38,896
		1	生活保護総務費	156,062	38,896	194,958		38,896
	5		人権政策費	69,751	△971	68,780		△971
		1	人権施策管理費	64,273	△971	63,302		△971
	6		国民年金事務費	19,498	3,038	22,536		3,038
		1	国民年金総務費	19,498	3,038	22,536		3,038

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	△107		
4 共済費	12		
8 旅費	95		
1 報酬	15,213	1 人件費支給事業	△5,022
		(1) 一般職員人件費（児童福祉施設費）	(△44,788)
2 給料	△21,453	(2) 会計年度任用職員人件費（児童福祉施設費）	(39,766)
3 職員手当等	△13,931	2 市立保育所各種保育事業	△25,454
		(1) 市立保育所特別保育事業	(2,457)
4 共済費	△10,247	(2) 特別支援保育事業	(△19,946)
		(3) 地域子育て支援センター事業	(△7,965)
8 旅費	△58	3 市立保育所整備事業	30,754
14 工事請負費	30,754	(1) 市立保育所施設整備事業	(30,754)
1 報酬	△3,609	1 人件費支給事業	12,293
		(1) 一般職員人件費（こども発達支援費）	(20,277)
2 給料	9,354	(2) 会計年度任用職員人件費（こども発達支援費）	(△7,984)
3 職員手当等	5,387	2 児童発達支援センター管理運営事業	1,232
		(1) おおぞら児童園運営事業	(463)
4 共済費	2,490	(2) 障害児相談支援事業	(769)
8 旅費	266	3 こども発達支援事業	363
		(1) こども発達支援事業	(363)
2 給料	4,510	1 人件費支給事業	9,142
		(1) 一般職員人件費（生活保護総務費）	(9,101)
3 職員手当等	3,196	(2) 会計年度任用職員人件費（生活保護総務費）	(41)
4 共済費	1,436	2 生活保護運営事業	29,754
		(1) 生活保護運営経費	(29,754)
22 償還金、利子及び割引料	29,754		
1 報酬	△3,613	1 人件費支給事業	1,457
		(1) 一般職員人件費（人権施策管理費）	(4,094)
2 給料	2,617	(2) 会計年度任用職員人件費（人権施策管理費）	(△2,637)
3 職員手当等	16	2 市民館等管理運営事業	△2,428
		(1) 市民館管理一般事業	(△2,428)
4 共済費	108		
8 旅費	△99		
1 報酬	2,167	1 人件費支給事業	3,172
		(1) 一般職員人件費（国民年金総務費）	(3,172)
2 給料	△1,088	2 国民年金事業	△134
3 職員手当等	1,429	(1) 国民年金一般経費	(△134)
4 共済費	485		

(款) 3 民生費
(項) 6 国民年金事務費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
8 旅費	45	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
						特 定 財 源	一 般 財 源
4	1	衛生費	5,270,888	15,950	5,286,838	2,347	13,603
		保健衛生費	3,073,002	26,335	3,099,337	2,347	23,988
		1 保健衛生総務費	590,959	18,576	609,535		18,576
		2 保健センター費	1,303,538	△57,463	1,246,075	その他 △102	△57,361
	3	予防費	541,575	60,652	602,227		60,652
		5 母子保健推進費	250,604	4,570	255,174	国庫支出金 1,765 県支出金 684	2,121
2		清掃費	2,197,886	△10,385	2,187,501		△10,385
	1	清掃総務費	1,205,707	5,087	1,210,794		5,087
	3	じん芥処理費	972,761	△15,472	957,289		△15,472

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	8,048	1 人件費支給事業 18,576 (1) 一般職員人件費 (保健衛生総務費) (18,551)
3 職員手当等	7,326	(2) 会計年度任用職員人件費 (保健衛生総務費) (25)
4 共済費	3,202	
1 報酬	△2,056	1 人件費支給事業 △57,463 (1) 一般職員人件費 (保健センター費) (△56,416)
2 給料	△31,424	(2) 会計年度任用職員人件費 (保健センター費) (△1,047)
3 職員手当等	△14,431	
4 共済費	△9,486	
8 旅費	△66	
22 償還金、利 子及び割引 料	60,652	1 予防接種事業 60,652 (1) 予防接種事業 (60,652)
1 報酬	△345	1 子育て世代包括支援事業 4,521 (1) 妊娠出産支援事業 (1,810)
2 給料	3,117	(2) 出産・子育て応援事業 (2,711)
3 職員手当等	1,895	2 子育て支援事業 49 (1) 新生児等訪問指導事業 (49)
4 共済費	△112	
8 旅費	15	
1 報酬	241	1 人件費支給事業 5,087 (1) 一般職員人件費 (清掃総務費) (4,803)
2 給料	3,318	(2) 会計年度任用職員人件費 (清掃総務費) (284)
3 職員手当等	1,013	
4 共済費	515	
2 給料	△8,733	1 人件費支給事業 △15,472 (1) 一般職員人件費 (じん芥処理費) (△15,485)
3 職員手当等	△4,202	(2) 会計年度任用職員人件費 (じん芥処理費) (13)
4 共済費	△2,537	

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
6	1		農林水産業費	1,155,533	11,075	1,166,608	10,500	575
			農業費	791,583	11,248	802,831	10,500	748
		1	農業委員会費	56,911	251	57,162		251
		2	農業総務費	107,386	497	107,883		497
	2	7	湛水防除事業費	192,899	10,500	203,399	市債 10,500	
	2		林業費	82,120	△19	82,101		△19
		1	林業総務費	5,741	△19	5,722		△19
	3		水産業費	281,830	△154	281,676		△154
		1	水産総務費	23,694	△154	23,540		△154

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	437	1 人件費支給事業 251 (1) 一般職員人件費（農業委員会費） (245)
4 共済費	△178	(2) 会計年度任用職員人件費（農業委員会費） (6)
8 旅費	△8	
2 給料	△1,219	1 人件費支給事業 497 (1) 一般職員人件費（農業総務費） (1,828)
3 職員手当等	2,040	(2) 会計年度任用職員人件費（農業総務費） (△1,331)
4 共済費	△324	
12 委託料	10,500	1 土地改良施設維持管理事業 10,500 (1) 排水機維持管理経費 (10,500)
3 職員手当等	1	1 人件費支給事業 △19 (1) 一般職員人件費（林業総務費） (△19)
4 共済費	△20	
3 職員手当等	△157	1 人件費支給事業 △154 (1) 一般職員人件費（水産総務費） (△154)
4 共済費	3	

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
7	1		商工費	367,647	7,045	374,692		7,045
			商工費	367,647	7,045	374,692		7,045
		1	商工総務費	140,708	7,045	147,753		7,045

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	1,289	1 人件費支給事業 7,045
2 給料	3,173	(1) 一般職員人件費（商工総務費） (5,283)
3 職員手当等	1,538	(2) 会計年度任用職員人件費（商工総務費） (1,762)
4 共済費	964	
8 旅費	81	

(款)	8	觀光費
(項)	1	觀光費

[illegible]

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△362	1 人件費支給事業 9,389
2 給料	5,220	(1) 一般職員人件費（観光総務費） (10,849)
3 職員手当等	3,062	(2) 会計年度任用職員人件費（観光総務費） (△1,460)
4 共済費	1,494	
8 旅費	△25	

(款) 9 土木費

(項) 1 土木管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9	1	土木費	8,084,036	43,203	8,127,239	64,100	△20,897
		土木管理費	392,100	614	392,714		614
		1 土木総務費	392,100	614	392,714		614
	2	道路橋梁費	3,192,208	30,527	3,222,735	31,200	△673
		1 道路橋梁総務費	165,131	△2,806	162,325		△2,806
		6 道路整備事業費	2,083,064	33,333	2,116,397	国庫支出金 25,000 市債 6,200	2,133
	3	河川費	842,595	30,521	873,116	32,900	△2,379
		1 河川総務費	63,593	△2,379	61,214		△2,379
		5 排水路整備費	280,780	32,900	313,680	市債 32,900	
	5	都市計画費	3,209,655	△22,650	3,187,005		△22,650
		1 都市計画総務費	2,217,729	△22,650	2,195,079		△22,650
	6	住宅費	407,317	4,191	411,508		4,191
		1 住宅管理費	247,862	4,191	252,053		4,191

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△597	1 人件費支給事業 614 (1) 一般職員人件費（土木総務費） (1,734) (2) 会計年度任用職員人件費（土木総務費） (△1,120)
2 給料	767	
3 職員手当等	△117	
4 共済費	611	
8 旅費	△50	
2 給料	196	1 人件費支給事業 △2,806 (1) 一般職員人件費（道路橋梁総務費） (△2,841) (2) 会計年度任用職員人件費（道路橋梁総務費） (35)
3 職員手当等	△3,005	
4 共済費	3	
18 負担金、補助及び交付金	33,333	1 道路整備事業 33,333 (1) 本町2号線無電柱化事業 (33,333)
2 給料	△723	1 人件費支給事業 △2,379 (1) 一般職員人件費（河川総務費） (△2,379)
3 職員手当等	△1,456	
4 共済費	△200	
14 工事請負費	32,900	1 排水施設整備事業 32,900 (1) 排水施設整備事業 (32,900)
2 給料	△11,564	1 人件費支給事業 △22,650 (1) 一般職員人件費（都市計画総務費） (△22,669) (2) 会計年度任用職員人件費（都市計画総務費） (19)
3 職員手当等	△7,680	
4 共済費	△3,406	
2 給料	2,077	1 人件費支給事業 4,191 (1) 一般職員人件費（住宅管理費） (4,120) (2) 会計年度任用職員人件費（住宅管理費） (71)
3 職員手当等	1,590	
4 共済費	501	
8 旅費	23	

(款) 10 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
10	1		消防費	2,382,218	△2,468	2,379,750		△2,468
			消防費	2,382,218	△2,468	2,379,750		△2,468
		1	常備消防費	1,920,851	△9,291	1,911,560		△9,291
		5	災害対策費	266,826	6,823	273,649		6,823

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△6,290	1 人件費支給事業 △9,291 (1) 消防職員人件費 (△9,302)
3 職員手当等	△5,853	(2) 会計年度任用職員人件費（常備消防費） (11)
4 共済費	2,852	
1 報酬	8	1 防災対策事業 6,823 (1) 災害対策本部設置経費 (6,823)
3 職員手当等	6,815	

(款) 11 教育費

(項) 1 教育総務費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
11		教育費	4,665,805	141	4,665,946		141
	1	教育総務費	1,480,357	△13,916	1,466,441		△13,916
		2 事務局費	484,420	△3,234	481,186		△3,234
		4 教育研究所費	457,087	△475	456,612		△475
		5 人権教育費	40,454	△10,207	30,247		△10,207
	2	小学校費	637,003	△247	636,756		△247
		1 小学校管理費	481,914	△247	481,667		△247
	3	中学校費	441,975	210	442,185		210
		1 中学校管理費	368,909	210	369,119		210
	4	幼稚園費	147,191	△1,965	145,226		△1,965
		1 幼稚園費	147,191	△1,965	145,226		△1,965
	5	社会教育費	788,652	22,886	811,538		22,886
		1 社会教育総務費	123,690	22,877	146,567		22,877

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	1,098	1 人件費支給事業 △3,234 (1) 教育長給 (△5)
2 給料	△3,495	(2) 一般職員人件費 (事務局費) (△4,197)
3 職員手当等	△616	(3) 会計年度任用職員人件費 (事務局費) (968)
4 共済費	△221	
2 給料	△59	1 人件費支給事業 △475 (1) 一般職員人件費 (教育研究所費) (△475)
3 職員手当等	△390	
4 共済費	△26	
1 報酬	△500	1 人件費支給事業 △10,207 (1) 一般職員人件費 (人権教育費) (△9,477)
2 給料	△4,697	(2) 会計年度任用職員人件費 (人権教育費) (△730)
3 職員手当等	△3,404	
4 共済費	△1,576	
8 旅費	△30	
3 職員手当等	△300	1 教育職員人件費支給事業 △247 (1) 会計年度任用職員人件費 (小学校管理費) (△247)
8 旅費	53	
2 給料	△17	1 教育職員人件費支給事業 210 (1) 教育職員人件費 (中学校管理費) (210)
3 職員手当等	△148	
4 共済費	375	
1 報酬	△400	1 教育職員人件費支給事業 △2,110 (1) 教育職員人件費 (幼稚園費) (△1,690)
2 給料	△686	(2) 会計年度任用職員人件費 (幼稚園費) (△420)
3 職員手当等	△674	2 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 145 (1) 幼稚園食材費負担軽減事業 (145)
4 共済費	△300	
8 旅費	△50	
18 負担金、補助及び交付金	145	
1 報酬	1,271	1 人件費支給事業 22,877 (1) 一般職員人件費 (社会教育総務費) (21,310)
2 給料	12,001	(2) 会計年度任用職員人件費 (社会教育総務費) (1,567)
3 職員手当等	7,273	
4 共済費	2,284	

(款) 11 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
		5	図書館費	266,612	9	266,621		9
	6		保健体育費	1,170,627	△6,827	1,163,800		△6,827
		1	保健体育総務費	132,289	4,968	137,257		4,968
		3	学校給食費	671,295	△11,795	659,500		△11,795

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅費	48	
2 給料	△103	1 子ども読書推進事業 9
3 職員手当等	116	(1) 子ども読書推進事業 (9)
4 共済費	△4	
1 報酬	1,740	1 人件費支給事業 4,968
2 給料	111	(1) 一般職員人件費（保健体育総務費） (2,307)
3 職員手当等	1,491	(2) 会計年度任用職員人件費（保健体育総務費） (2,661)
4 共済費	1,476	
8 旅費	150	
1 報酬	△12,000	1 教育職員人件費支給事業 △19,539
2 給料	△1,637	(1) 教育職員人件費（学校給食費） (△2,339)
3 職員手当等	△3,494	(2) 会計年度任用職員人件費（学校給食費） (△17,200)
4 共済費	△1,808	2 原油価格・物価高騰等緊急対策事業 7,744
8 旅費	△600	(1) 学校給食用食材費負担軽減事業 (7,744)
18 負担金、補助及び交付金	7,744	

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	退職手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	4		38,928	66	17,519 (4.50)	12,804	69,317	9,781	79,098	
	議 員	23	125,742			42,751 (3.40)		168,493	36,391	204,884	
	その他の 特 別 職	2,291	141,147					141,147	451	141,598	
	計	2,318	266,889	38,928	66	60,270	12,804	378,957	46,623	425,580	
補正前	長 等	4		38,928	66	17,519 (4.50)	12,804	69,317	9,804	79,121	
	議 員	23	125,742			42,751 (3.40)		168,493	36,391	204,884	
	その他の 特 別 職	2,291	141,147					141,147	451	141,598	
	計	2,318	266,889	38,928	66	60,270	12,804	378,957	46,646	425,603	
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	△ 23	△ 23	
	議 員	0	0			0		0	0	0	
	その他の 特 別 職	0	0					0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	△ 23	△ 23	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(982) 1,029	1,617,197	3,897,717	2,944,070	8,458,984	1,557,863	10,016,847	
補 正 前	(963) 1,043	1,617,695	3,936,322	2,951,825	8,505,842	1,571,293	10,077,135	
比 較	(19) △14	△498	△38,605	△7,755	△46,858	△13,430	△60,288	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日給 (千円)
	補 正 後	2,708	115,855	63,553	49,168	1,802,855	337,077	62,368
	補 正 前	1,769	111,066	64,134	50,361	1,824,444	316,954	67,510
	比 較	939	4,789	△581	△1,193	△21,589	20,123	△5,142
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)		
	補 正 後	28,785	67,782	13,032	29,597	85,521		
	補 正 前	33,000	64,740	13,523	31,279	87,276		
	比 較	△4,215	3,042	△491	△1,682	△1,755		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(45) 1,008		3,860,620	2,692,526	6,553,146	1,264,515	7,817,661	
補 正 前	(48) 1,023		3,900,396	2,690,586	6,590,982	1,272,771	7,863,753	
比 較	(△3) △15		△39,776	1,940	△37,836	△8,256	△46,092	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日給 (千円)
	補 正 後	2,708	115,855	62,475	49,168	1,555,330	334,330	62,368
	補 正 前	1,769	111,066	62,976	50,361	1,566,985	314,539	67,510
	比 較	939	4,789	△501	△1,193	△11,655	19,791	△5,142
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)		
	補 正 後	28,785	67,782	13,032	29,552	85,521		
	補 正 前	33,000	64,740	13,523	31,221	87,276		
	比 較	△4,215	3,042	△491	△1,669	△1,755		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(937) 21	1,617,197	37,097	251,544	1,905,838	293,348	2,199,186	
補 正 前	(915) 20	1,617,695	35,926	261,239	1,914,860	298,522	2,213,382	
比 較	(22) 1	△498	1,171	△9,695	△9,022	△5,174	△14,196	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,078	247,525	2,747	45
	補 正 前	1,158	257,459	2,415	58
	比 較	△80	△9,934	332	△13

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△39,776	職員の異動等に伴う増減分	△39,776		
職員手当	1,940	職員の異動等に伴う増減分	1,940		

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職	消防職	特定業務等従事 任期付職員	技能労務職
令和6年11月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	315,067	294,630	216,200	286,022
	平 均 年 齢 (歳、月)	43.0	38.7	51.6	50.0
令和6年2月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	318,697	298,091	216,200	290,826
	平 均 年 齢 (歳、月)	43.0	39.4	49.8	52.0

イ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)		消防職 (一般職給料表)		級	特定業務等従事 任期付職員 (特定業務等従事 任期付職員給料表)		級	技能労務職 (技能労務職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)
令和6年11月1日現在	1 級	63	9.0	23	11.1	1 級			1 級	6	6.6
	2 級	(15) 124	(60.0) 17.7	(8) 33	(72.7) 15.9	2 級	8	100.0	2 級	(9) 7	(100.0) 7.7
	3 級	186	26.5	84	40.6	3 級			3 級	17	18.7
	4 級	(10) 134	(40.0) 19.1	(3) 29	(27.3) 14.0	4 級			4 級	18	19.8
	5 級	98	13.9	22	10.6	5 級			5 級	43	47.2
	6 級	64	9.1	13	6.3	6 級			/		
	7 級	21	3.0	2	1.0	7 級					
	8 級	12	1.7	1	0.5	8 級					
	計	(25) 702	(100.0) 100.0	(11) 207	(100.0) 100.0	計	8	100.0	計	(9) 91	(100.0) 100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)		消防職 (一般職給料表)		級	特定業務等従事 任期付職員 (特定業務等従事 任期付職員給料表)		級	技能労務職 (技能労務職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)
令和6年2月1日現在	1 級	56	8.2	15	7.5	1 級			1 級	3	3.4
	2 級	(16) 132	(61.5) 19.3	(12) 39	(85.7) 19.5	2 級	11	100.0	2 級	(17) 6	(100.0) 6.7
	3 級	178	25.9	78	39.0	3 級			3 級	15	16.9
	4 級	(10) 139	(38.5) 20.3	(2) 31	(14.3) 15.5	4 級			4 級	23	25.8
	5 級	90	13.1	20	10.0	5 級			5 級	42	47.2
	6 級	62	9.0	13	6.5	6 級			/		
	7 級	15	2.2	3	1.5	7 級					
	8 級	14	2.0	1	0.5	8 級					
	計	(26) 686	(100.0) 100.0	(14) 200	(100.0) 100.0	計	11	100.0	計	(17) 89	(100.0) 100.0

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込み）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
いせ市議会だより印刷製本業務委託	4,614			自 至	R 6 R 7	4,614			4,614
広報いせ印刷製本業務委託	42,287			自 至	R 6 R 7	42,287		2,320	39,967
いせ市民活動センター管理運営委託	19,650			自 至	R 6 R 7	19,650			19,650
コミュニティバスデマンド運行業務委託	11,274			自 至	R 6 R 7	11,274			11,274
コミュニティバス運行業務委託	136,988			自 至	R 6 R 7	136,988		958	136,030
成年後見サポートセンター運営業務委託	12,925			自 至	R 6 R 7	12,925	3,414		9,511
生活困窮者自立相談支援等業務委託	21,306			自 至	R 6 R 7	21,306	15,737	5,500	69
家庭学習・生活支援事業業務委託	8,955			自 至	R 6 R 7	8,955	6,336	2,600	19
おでかけ支援事業	24,000			自 至	R 6 R 7	24,000		24,000	
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	8,019			自 至	R 6 R 7	8,019			8,019
親子3人乗り自転車利用支援事業	439			自 至	R 6 R 7	439			439
健康・医療電話相談業務委託	10,000			自 至	R 6 R 7	10,000			10,000
連携リハビリテーション医学講座設置事業	72,000			自 至	R 6 R 9	72,000			72,000
南勢地域医療学寄附研究部門設置事業	28,500			自 至	R 6 R 9	28,500			28,500
一般廃棄物収集運搬業務委託（その2） （令和6年度債務負担行為）	338,799			自 至	R 6 R 7	338,799			338,799
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	34,325			自 至	R 6 R 7	34,325			34,325
二見健康管理増進センター管理運営委託	555			自 至	R 6 R 9	555			555
地域経済循環創造事業補助金	100,000			自 至	R 6 R 7	100,000	50,000		50,000
宮川堤公園観光客受入業務委託	6,140			自 至	R 6 R 7	6,140			6,140
伊勢への誘客促進事業	12,014			自 至	R 6 R 7	12,014			12,014
集大会・合宿誘致補助金	2,000			自 至	R 6 R 7	2,000			2,000
高向小俣線ほか1線整備事業業務委託 （橋梁下部工事）（P6、P7、P8）	2,950,500			自 至	R 6 R 9	2,950,500	1,545,500	1,264,500	140,500
高向小俣線ほか1線整備事業業務委託 （橋梁詳細設計修正業務委託）	49,350			自 至	R 6 R 7	49,350	25,850	21,100	2,400
雨水ポンプ場保守点検及び緊急対応業務委託	224,976			自 至	R 6 R 9	224,976		224,976	
みなと小学校スクールタクシー運行業務委託	2,686			自 至	R 6 R 7	2,686			2,686
二見中学校スクールタクシー運行業務委託	576			自 至	R 6 R 7	576			576
小俣児童体育館ほか管理運営委託	15,915			自 至	R 6 R 9	15,915			15,915
尾崎罌堂記念館管理運営委託	41,480			自 至	R 6 R 11	41,480			41,480
山田奉行所記念館管理運営委託	23,885			自 至	R 6 R 11	23,885			23,885

補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区	分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高 見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1 普通債	補正前の額	37,245,999	35,789,258	3,973,900	3,459,001	36,304,157
	補正額			77,200		77,200
	計	37,245,999	35,789,258	4,051,100	3,459,001	36,381,357
(2) 民生債	補正前の額	1,723,081	1,708,551	33,600	113,617	1,628,534
	補正額			27,600		27,600
	計	1,723,081	1,708,551	61,200	113,617	1,656,134
(4) 農林水産業債	補正前の額	2,387,684	2,352,402	285,100	269,789	2,367,713
	補正額			10,500		10,500
	計	2,387,684	2,352,402	295,600	269,789	2,378,213
(6) 土木債	補正前の額	10,014,949	10,242,409	2,909,900	1,043,441	12,108,868
	補正額			39,100		39,100
	計	10,014,949	10,242,409	2,949,000	1,043,441	12,147,968
計	補正前の額	60,417,418	57,140,951	4,074,100	5,483,103	55,724,360
	補正額			77,200		77,200
	計	60,417,418	57,140,951	4,151,300	5,483,103	55,801,560

* 当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。

議案第 112 号

令和 6 年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、15,899 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,691,616 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 2 日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	180,405	△1,976	178,429
3 国民健康保険事業費納付金	3,229,498	△11,162	3,218,336
4 保健事業費	179,510	919	180,429
6 諸支出金	6,854	28,118	34,972
歳 出 合 計	12,675,717	15,899	12,691,616

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計
6			繰越金	1	11,750	11,751
	1		繰越金	1	11,750	11,751
		1	繰越金	1	11,750	11,751
8			国庫支出金	0	4,149	4,149
	1		国庫補助金	0	4,149	4,149
		1	国民健康保険制度関係業務事業費補助金	0	4,149	4,149

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	11,750	1 前年度繰越金
1 国民健康保険制度関係業務事業費国補助金	4,149	1 国民健康保険制度関係業務事業費国補助金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
1			総務費	180,405	△1,976	178,429	4,149	△6,125
	1		総務管理費	169,522	△2,341	167,181	4,149	△6,490
		1	一般管理費	142,422	△6,609	135,813	国庫支出金 92	△6,701
	2		情報システム管理費	24,580	4,268	28,848	国庫支出金 4,057	211
	2		賦課徴収費	10,528	365	10,893		365
		2	徴収費	8,167	365	8,532		365
3			国民健康保険事業費納付金	3,229,498	△11,162	3,218,336		△11,162
	3		介護納付金分	283,662	△11,162	272,500		△11,162
		1	介護納付金分	283,662	△11,162	272,500		△11,162
4			保健事業費	179,510	919	180,429		919
	1		特定健康診査等事業費	156,378	329	156,707		329
		1	特定健康診査等事業費	156,378	329	156,707		329
	2		保健事業費	23,132	590	23,722		590
		1	保健衛生普及費	23,132	590	23,722		590
6			諸支出金	6,854	28,118	34,972		28,118
	1		償還金及び還付加算金	6,151	28,118	34,269		28,118
		4	償還金	1	28,118	28,119		28,118

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	△2,176	1 人件費支給事業	△6,609
3 職員手当等	△3,478	(1) 一般職員人件費（一般管理費）	(△6,609)
4 共済費	△955		
12 委託料	4,268	1 国民健康保険システム管理経費	4,268
		(1) システム管理経費	(4,268)
11 役務費	365	1 国民健康保険料収納経費	365
		(1) 保険料収納事務経費	(365)
18 負担金、補助及び交付金	△11,162	1 介護納付金分	△11,162
		(1) 介護納付金分	(△11,162)
2 給料	△333	1 特定保健指導事業費	329
3 職員手当等	613	(1) 特定保健指導事業費	(329)
4 共済費	49		
11 役務費	590	1 健康増進・保健指導事業	590
		(1) 健康増進・保健指導事業	(590)
22 償還金、利子及び割引料	28,118	1 償還金	28,118
		(1) 償還金	(28,118)

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(17) 14	23,647	48,915	31,329	103,891	19,544	123,435	
補 正 前	(17) 14	23,647	51,424	33,894	108,965	20,450	129,415	
比 較	(0) 0	0	△2,509	△2,565	△5,074	△906	△5,980	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	728	613	837	23,056	5,475	8
	補 正 前	918	573	648	25,060	6,068	15
	比 較	△190	40	189	△2,004	△593	△7

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 14		48,915	27,022	75,937	15,678	91,615	
補 正 前	(0) 14		51,424	29,587	81,011	16,584	97,595	
比 較	(0) 0		△2,509	△2,565	△5,074	△906	△5,980	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	728	613	837	18,749	5,475	8
	補 正 前	918	573	648	20,753	6,068	15
	比 較	△190	40	189	△2,004	△593	△7

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△2,509	職員の異動等に伴う増減分	△2,509	
職員手当	△2,565	職員の異動等に伴う増減分	△2,565	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(3) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和6年11月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	291,607
	平 均 年 齢 (歳、月)	37.8
令和6年2月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	304,714
	平 均 年 齢 (歳、月)	40.0

イ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和6年11月1日現在	1 級	2	14.4
	2 級	4	28.6
	3 級	3	21.4
	4 級	3	21.4
	5 級	1	7.1
	6 級	1	7.1
	7 級		
	8 級		
	計	14	100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和6年2月1日現在	1 級		
	2 級	4	28.6
	3 級	6	42.9
	4 級	2	14.3
	5 級	1	7.1
	6 級	1	7.1
	7 級		
	8 級		
	計	14	100.0

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第 113 号

令和 6 年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、8, 116 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3, 789, 727 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 2 日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	2,184,687	△8,116	2,176,571
歳入合計	3,797,843	△8,116	3,789,727

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	71,365	△8,116	63,249
歳 出 合 計	3,797,843	△8,116	3,789,727

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				△8,116
				△8,116

2 歳 入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計
2	1		繰入金	2,184,687	△8,116	2,176,571
			一般会計繰入金	2,184,687	△8,116	2,176,571
		1	一般会計繰入金	2,184,687	△8,116	2,176,571

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	△8,116	1 市事務費繰入金 2 保健・介護予防一体の実施事業繰入金	△11,560 3,444

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
1	1		総務費	71,365	△8,116	63,249		△8,116
			総務管理費	65,908	△8,842	57,066		△8,842
		1	一般管理費	65,908	△8,842	57,066		△8,842
	2		徴収費	5,457	726	6,183		726
		1	徴収費	5,457	726	6,183		726

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 報酬	2,524	1 人件費支給事業	△12,286
2 給料	△7,324	(1) 一般職員人件費 (一般管理費)	(△9,034)
3 職員手当等	△2,327	(2) 会計年度任用職員人件費 (一般管理費)	(△3,252)
4 共済費	△1,773	2 保健・介護予防一体の実施事業	3,444
8 旅費	58	(1) 保健・介護予防一体の実施事業	(3,444)
11 役務費	726	1 後期高齢者医療保険料収納経費	726
		(1) 保険料収納事務経費	(726)

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 6	6,517	20,597	12,214	39,328	8,014	47,342	
補 正 前	(2) 8	3,993	27,921	14,621	46,535	9,787	56,322	
比 較	(1) △2	2,524	△7,324	△2,407	△7,207	△1,773	△8,980	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	480	201	8,932	2,103	480	4
	補 正 前	660	242	11,253	2,442	0	10
	比 較	△180	△41	△2,321	△339	480	△6

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 5		18,398	10,494	28,892	6,180	35,072	
補 正 前	(0) 6		23,609	12,629	36,238	7,948	44,186	
比 較	(0) △1		△5,211	△2,135	△7,346	△1,768	△9,114	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	480	171	7,455	1,890	480	4
	補 正 前	660	156	9,689	2,100	0	10
	比 較	△180	15	△2,234	△210	480	△6

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3) 1	6,517	2,199	1,720	10,436	1,834	12,270	
補 正 前	(2) 2	3,993	4,312	1,992	10,297	1,839	12,136	
比 較	(1) △1	2,524	△2,113	△272	139	△5	134	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	30	1,477	213
	補 正 前	86	1,564	342
	比 較	△56	△87	△129

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△5,211	職員の異動等に伴う増減分	△5,211	
職員手当	△2,135	職員の異動等に伴う増減分	△2,135	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和6年11月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	331,360
	平 均 年 齢 (歳、月)	43.2
令和6年2月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	327,050
	平 均 年 齢 (歳、月)	44.3

イ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和6年11月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	2	40.0
	4 級	2	40.0
	5 級		
	6 級	1	20.0
	7 級		
	8 級		
	計	5	100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和6年2月1日現在	1 級		
	2 級		
	3 級	4	66.6
	4 級	1	16.7
	5 級	1	16.7
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	6	100.0

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第 1 1 4 号

令和 6 年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、9 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 5，2 8 8，7 1 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 2 日 提 出

伊勢市長 鈴 木 健 一

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	2,826,091	△2,332	2,823,759
7 繰越金	137,282	3,235	140,517
歳入合計	15,287,816	903	15,288,719

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計
6			繰入金	2,826,091	△2,332	2,823,759
	1		一般会計繰入金	2,356,923	△2,332	2,354,591
		2	その他一般会計繰入金	293,009	△2,332	290,677
7			繰越金	137,282	3,235	140,517
	1		繰越金	137,282	3,235	140,517
		1	繰越金	137,282	3,235	140,517

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 職員給与費等繰入金	△3,414	1 職員給与費等繰入金
2 事務費繰入金	1,082	1 事務費繰入金
1 前年度繰越金	3,235	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
1	1		総務費	298,688	△2,332	296,356		△2,332
			総務管理費	223,917	△3,414	220,503		△3,414
		1	一般管理費	222,378	△3,414	218,964		△3,414
	2		徴収費	12,915	1,082	13,997		1,082
		1	賦課徴収費	12,915	1,082	13,997		1,082
6			諸支出金	219,859	3,235	223,094		3,235
	1		償還金及び還付 加算金	145,309	3,235	148,544		3,235
		2	償還金	140,209	3,235	143,444		3,235

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	822	1 人件費支給事業 △3,414
2 給料	△1,651	(1) 一般職員人件費 (一般管理費) (△5,671)
3 職員手当等	△2,543	(2) 会計年度任用職員人件費 (一般管理費) (2,257)
4 共済費	△65	
8 旅費	23	
11 役務費	1,082	1 介護保険料収納事業 1,082
		(1) 保険料収納事務経費 (1,082)
22 償還金、利 子及び割引 料	3,235	1 国庫支出金等返還金 3,235
		(1) 国庫支出金等返還金 (3,235)

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(39) 15	72,410	48,763	41,304	162,477	29,121	191,598	
補 正 前	(38) 14	71,588	50,414	43,637	165,639	29,186	194,825	
比 較	(1) 1	822	△1,651	△2,333	△3,162	△65	△3,227	

() は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,414	759	648	33,607	3,789	1,068	14
	補 正 前	1,494	728	1,290	34,674	4,800	588	48
	比 較	△80	31	△642	△1,067	△1,011	480	△34
	区 分	特殊勤務手当 (千円)						
	補 正 後	5						
	補 正 前	15						
	比 較	△10						

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 14		48,234	27,133	75,367	15,601	90,968	
補 正 前	(0) 14		50,414	29,534	79,948	16,481	96,429	
比 較	(0) 0		△2,180	△2,401	△4,581	△880	△5,461	

() は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
	補 正 後	1,414	745	648	19,504	3,735	1,068	14
	補 正 前	1,494	728	1,290	20,571	4,800	588	48
	比 較	△80	17	△642	△1,067	△1,065	480	△34
	区 分	特殊勤務手当 (千円)						
	補 正 後	5						
	補 正 前	15						
	比 較	△10						

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(39) 1	72,410	529	14,171	87,110	13,520	100,630	
補 正 前	(38) 0	71,588	0	14,103	85,691	12,705	98,396	
比 較	(1) 1	822	529	68	1,419	815	2,234	

() は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	14	54
	補 正 前	0	0
	比 較	14	54

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△2,180	職員の異動等に伴う増減分	△2,180	
職員手当	△2,401	職員の異動等に伴う増減分	△2,401	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分	一般行政職
令和6年11月1日現在	平均給料月額(円) 287,279
	平均年齢(歳、月) 37.2
令和6年2月1日現在	平均給料月額(円) 299,193
	平均年齢(歳、月) 38.7

イ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和6年11月1日現在	1 級	2	14.3
	2 級	5	35.7
	3 級	2	14.3
	4 級	3	21.4
	5 級		
	6 級	2	14.3
	7 級		
	8 級		
	計	14	100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和6年2月1日現在	1 級	2	14.3
	2 級	5	35.8
	3 級	1	7.1
	4 級	4	28.6
	5 級	1	7.1
	6 級	1	7.1
	7 級		
	8 級		
	計	14	100.0

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

議案第 115 号

令和 6 年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 557,434 千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 12 月 2 日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

2 歳 出

(単位：千円)

[illegible]

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
ゴールデンウィーク交通対策シャトル バス運行等業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	28,578
ゴールデンウィーク交通規制セーフティ コーン等設置撤去業務委託	自 令和6年度 至 令和7年度	2,909

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
歳入合計	557,434	0	557,434

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業費	557,433	0	557,433
歳 出 合 計	557,434	0	557,434

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△3,096	3,096
			△3,096	3,096

2 歳 出

(款) 1 観光交通対策事業費
(項) 1 管理費

款 項 目				補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
							特 定 財 源	一 般 財 源
1			観光交通対策事業費	557,433	0	557,433	△3,096	3,096
	1		管理費	557,433	0	557,433	△3,096	3,096
		1	管理費	557,433	0	557,433	その他 △3,096	3,096

(観光交通対策特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	△1,278	1 人件費支給事業 △3,096 (1) 一般職員人件費 (管理費) (△3,107)
3 職員手当等	△1,370	(2) 会計年度任用職員人件費 (管理費) (11)
4 共済費	△448	2 観光交通対策基金積立金 3,096 (1) 基金積立金 (3,096)
24 積立金	3,096	

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1)総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 3	2,201	10,022	6,737	18,960	3,770	22,730	
補 正 前	(1) 3	2,201	11,300	8,047	21,548	4,218	25,766	
比 較	(0) 0	0	△1,278	△1,310	△2,588	△448	△3,036	

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	480	108	4,427	1,398
	補 正 前	600	160	5,163	1,800
	比 較	△120	△52	△736	△402

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(0) 3		10,022	6,339	16,361	3,414	19,775	
補 正 前	(0) 3		11,300	7,649	18,949	3,873	22,822	
比 較	(0) 0		△1,278	△1,310	△2,588	△459	△3,047	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	480	108	4,029	1,398
	補 正 前	600	160	4,765	1,800
	比 較	△120	△52	△736	△402

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1)	2,201	0	398	2,599	356	2,955	
補 正 前	(1)	2,201	0	398	2,599	345	2,944	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	11	11	

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

(2)会計年度任用職員以外の職員に係る給料の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△1,278	職員の異動等に伴う増減分	△1,278	
職員手当	△1,310	職員の異動等に伴う増減分	△1,310	

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

(3)会計年度任用職員以外の職員に係る給料の状況

ア 職員1人当たり給料

区 分		一般行政職
令和6年11月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	277,233
	平 均 年 齢 (歳、月)	34.2
令和6年2月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	312,533
	平 均 年 齢 (歳、月)	39.1

イ 級別職員数

区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和6年11月1日現在	1 級		
	2 級	2	66.7
	3 級		
	4 級		
	5 級	1	33.3
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	3	100.0
区分	級	一般行政職 (一般職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)
令和6年2月1日現在	1 級		
	2 級	1	33.3
	3 級		
	4 級	1	33.3
	5 級	1	33.3
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	3	100.0

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込み）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
ゴールデンウィーク交通対策 シャトルバス運行等業務委託	28,578			自 R 6 至 R 7	28,578			28,578	
ゴールデンウィーク交通 規制セーフティコーン等 設 置 撤 去 業 務 委 託	2,909			自 R 6 至 R 7	2,909			2,909	

議案第116号

令和6年度伊勢市水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和6年度伊勢市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度伊勢市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	709,280 千円	1,580 千円	710,860 千円
ウ 老朽管更新事業	497,482 千円	1,952 千円	499,434 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	2,589,012	2,148	2,591,160
第1項 営業費用	2,450,827	2,148	2,452,975

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,290,439 千円」を「1,293,971 千円」に改める。

(単位 千円)

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	2,085,779	3,532	2,089,311
第1項 建設改良費	1,674,292	3,532	1,677,824

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	284,253	4,680	288,933

令和6年12月2日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

令和6年度伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の収入及び支出

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用	2,589,012	2,148	2,591,160	
1 営業費用	2,450,827	2,148	2,452,975	
1 原水費	881,856	△715	881,141	職員給与費 △755 児童手当 40
2 配水及び給水費	391,741	1,817	393,558	職員給与費 1,237 児童手当 580
3 受託工事費	10,293	101	10,394	職員給与費 61 児童手当 40
4 総係費	218,829	945	219,774	職員給与費 485 児童手当 460

資本の収入及び支出

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出	2,085,779	3,532	2,089,311	
1 建設改良費	1,674,292	3,532	1,677,824	
2 配水及び給水施設費	709,280	1,580	710,860	職員給与費
3 老朽管更新事業費	497,482	1,952	499,434	職員給与費 2,072 児童手当 △120

令和6年度 伊勢市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	68,088
減価償却費	892,688
退職給付引当金の減少額	△6,204
賞与引当金の増加額	327
法定福利費引当金の増加額	17
貸倒引当金の増加額	1,030
特別修繕引当金の増加額	15,524
長期前受金戻入額	△252,664
受取利息	△1,678
支払利息	74,329
固定資産除却損	55,000
未収金の減少額	12,642
未払金の減少額	△41,805
たな卸資産の増加額	△15,650
預り金の減少額	△4,450
小計	797,194
利息の受取額	1,678
利息の支払額	△74,329
業務活動によるキャッシュ・フロー	724,543

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△1,884,773
県補助金による収入	54,825
一般会計からの繰入金による収入	45,440
工事負担金による収入	49,766
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,734,742

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	736,000
建設改良企業債の償還による支出	△411,487
一般会計からの出資による収入	179,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	504,013

資金減少額	△506,186
資金期首残高	2,566,245
資金期末残高	2,060,059

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(8) 33	135,765	110,443	246,208	42,725	288,933
補正前	(7) 34	134,384	106,746	241,130	43,123	284,253
比較	(1) △1	1,381	3,697	5,078	△398	4,680

()は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	4,575	3,097	1,275	52,298	22,121
	補正前	4,335	3,003	1,005	52,069	19,422
	比較	240	94	270	229	2,699
	区 分	特殊勤務手当 (千円)				
	補正後	1,647				
	補正前	1,482				
	比較	165				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(4) 33	128,067	108,519	236,586	41,113	277,699
補正前	(4) 34	128,213	104,953	233,166	41,847	275,013
比較	(0) △1	△146	3,566	3,420	△734	2,686

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	4,575	2,831	1,275	50,694	22,067
	補正前	4,335	2,747	1,005	50,586	19,368
	比較	240	84	270	108	2,699
	区 分	特殊勤務手当 (千円)				
	補正後	1,647				
	補正前	1,482				
	比較	165				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(4) 0	7,698	1,924	9,622	1,612	11,234
補正前	(3) 0	6,171	1,793	7,964	1,276	9,240
比較	(1) 0	1,527	131	1,658	336	1,994

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

手当の内訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)
	補正後	266	1,604
	補正前	256	1,483
	比較	10	121

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備 考
給 料	△146	職員の異動等に伴う増減分	△146		
手 当	3,566	職員の異動等に伴う増減分	3,566		

3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和6年11月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	315,014	256,099
	平 均 年 齢 (歳、月)	44.4	43.11
令和6年2月1日現在	平 均 給 料 月 額 (円)	322,404	250,207
	平 均 年 齢 (歳、月)	45.3	43.9

(2) 級別職員数

区 分	級	一般行政職 (一般職給料表)		級	技能労務職 (技能労務職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)
令和6年11月1日現在	1 級	1	5.9	1 級	1	6.2
	2 級	(1) 4	(100.0) 23.5	2 級	(3) 3	(100.0) 18.8
	3 級	3	17.6	3 級	6	37.5
	4 級	5	29.4	4 級		
	5 級	1	5.9	5 級	6	37.5
	6 級	2	11.8			
	7 級	1	5.9			
	8 級					
	計	(1) 17	(100.0) 100.0	計	(3) 16	(100.0) 100.0
令和6年2月1日現在	1 級			1 級	1	6.7
	2 級	(1) 4	(100.0) 25.0	2 級	(4) 5	(100.0) 33.3
	3 級	3	18.8	3 級	4	26.7
	4 級	5	31.3	4 級		
	5 級	1	6.2	5 級	5	33.3
	6 級	2	12.5			
	7 級	1	6.2			
	8 級					
	計	(1) 16	(100.0) 100.0	計	(4) 15	(100.0) 100.0

()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和6年度 伊勢市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		1,416,434	
ロ 建物	796,598		
減価償却累計額	<u>△ 580,699</u>	215,899	
ハ 構築物	42,659,727		
減価償却累計額	<u>△ 18,790,970</u>	23,868,757	
ニ 機械及び装置	3,528,319		
減価償却累計額	<u>△ 2,494,084</u>	1,034,235	
ホ 車両運搬具	59,860		
減価償却累計額	<u>△ 54,266</u>	5,594	
ヘ 工具、器具及び備品	62,831		
減価償却累計額	<u>△ 53,473</u>	9,358	
ト 建設仮勘定		<u>521,086</u>	
有形固定資産合計			27,071,363

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		36,904	
ロ ソフトウェア		<u>1,568</u>	
無形固定資産合計			38,472

(3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券		<u>200,000</u>	
投資その他の資産合計			<u>200,000</u>

固定資産合計

27,309,835

2 流動資産

(1) 現金預金		2,060,059	
(2) 未収金	320,003		
貸倒引当金	<u>△ 85,888</u>	234,115	
(3) 貯蔵品		<u>53,292</u>	

流動資産合計

2,347,466

資 産 合 計

29,657,301

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等企業債	5,388,688	
企業債合計		5,388,688

(2) 引当金

イ 退職給付引当金	210,576	
ロ 特別修繕引当金	187,424	
引当金合計		398,000

固定負債合計		5,786,688
---------------	--	-----------

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等企業債	405,844	
企業債合計		405,844

(2) 未払金

631,683

(3) 預り金

1,000

(4) 引当金

イ 賞与引当金	17,482	
ロ 法定福利費引当金	3,383	
引当金合計		20,865

流動負債合計		1,059,392
---------------	--	-----------

5 繰延収益

長期前受金	12,300,417	
-------	------------	--

収益化累計額	△ 7,003,250	
--------	-------------	--

繰延収益合計		5,297,167
---------------	--	-----------

負債合計		<u>12,143,247</u>
-------------	--	-------------------

資 本 の 部

6 資本金			17,176,049
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	23,129		
資本剰余金合計		23,129	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	314,876		
利益剰余金合計		314,876	
剰余金合計			338,005
資 本 合 計			17,514,054
負 債 資 本 合 計			29,657,301

注記

I 重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券 原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

機械及び装置（旧小俣町取得分）及び取替資産以外の全資産 定額法

機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法

取替資産 取替法

・主な耐用年数

建物 7年～50年

構築物 10年～60年

機械及び装置 6年～20年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

施設利用権 55年

ソフトウェア 5年

4 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 特別修繕引当金

施設等に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上している。

(5) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は230,790千円である。

III その他

1 退職給付引当金の取崩し

当年度において、退職手当として18,773千円を支給及び他会計退職手当負担金として8,084千円を支出するため、退職給付引当金20,599千円を使用する。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として51,897千円を支給するため、賞与引当金16,553千円を使用し、これに伴う法定福利費として、10,037千円を支出するため、法定福利費引当金3,266千円を使用する。

3 貸倒引当金の取崩し

当年度において、水道料金に係る債権1,350千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金1,250千円を使用する。

議案第117号

令和6年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 污水管渠敷設事業	2,402,703 千円	△2,379 千円	2,400,324 千円
キ ポンプ場更新事業	622,605 千円	△1,894 千円	620,711 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	3,885,540	△6,794	3,878,746
第1項 営業費用	3,407,399	△6,794	3,400,605

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,627,470 千円」を「1,623,197 千円」に改める。

（単位 千円）

支		出	
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	6,158,477	△4,273	6,154,204
第1項 建設改良費	4,279,256	△4,273	4,274,983

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	315,705	△11,402	304,303

令和6年12月2日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

令和6年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益の収入及び支出

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用	3,885,540	△6,794	3,878,746	
1 営業費用	3,407,399	△6,794	3,400,605	
1 污水管渠費	84,481	2,101	86,582	職員給与費 1,836 児童手当 265
5 処理場費	89,494	△139	89,355	職員給与費
6 普及促進費	55,714	△4,585	51,129	職員給与費
7 業務費	124,474	△3,982	120,492	職員給与費 △3,682 児童手当 △300
8 総係費	101,978	△189	101,789	職員給与費

資本の収入及び支出

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出	6,158,477	△4,273	6,154,204	
1 建設改良費	4,279,256	△4,273	4,274,983	
2 流域関連公共下水道 単独事業費	591,203	△2,379	588,824	職員給与費 △2,689 児童手当 310
1 3 ポンプ場更新単独 事業費	122,605	△1,894	120,711	職員給与費 △1,954 児童手当 60

令和6年度 伊勢市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	14,390
減価償却費	1,949,535
退職給付引当金の増加額	18,167
賞与引当金の増加額	184
法定福利費引当金の増加額	6
貸倒引当金の減少額	△ 919
長期前受金戻入額	△ 945,310
支払利息	462,666
固定資産除却損	21,049
未収金の増加額	△ 21,369
未払金の減少額	△ 187,089
預り金の減少額	△ 5,496
小計	1,305,814
利息の支払額	△ 462,666
業務活動によるキャッシュ・フロー	843,148

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 5,017,136
無形固定資産の取得による支出	△ 210,609
国庫補助金による収入	1,431,707
一般会計からの繰入金による収入	250,929
工事負担金による収入	26,350
受益者負担金による収入	90,990
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,427,769

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	3,497,700
建設改良企業債の償還による支出	△ 1,877,721
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,619,979

資金減少額	△ 964,642
資金期首残高	2,110,211
資金期末残高	1,145,569

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(7) 36	149,918	107,123	257,041	47,262	304,303
補正前	(7) 36	154,160	112,539	266,699	49,006	315,705
比較	(0) 0	△4,242	△5,416	△9,658	△1,744	△11,402

() は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	5,763	3,892	2,221	58,481	10,529
	補正前	5,385	3,995	1,739	62,548	12,856
	比較	378	△103	482	△4,067	△2,327
	区 分	管理職手当 (千円)	退職給付費 (千円)			
	補正後	3,228	22,718			
	補正前	3,708	22,017			
	比較	△480	701			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	36	136,097	103,530	239,627	44,367	283,994
補正前	36	140,366	108,391	248,757	46,049	294,806
比較	0	△4,269	△4,861	△9,130	△1,682	△10,812

手当の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	5,763	3,258	2,221	55,645	10,406
	補正前	5,385	3,353	1,739	59,165	12,733
	比較	378	△95	482	△3,520	△2,327
	区 分	管理職手当 (千円)	退職給付費 (千円)			
	補正後	3,228	22,718			
	補正前	3,708	22,017			
	比較	△480	701			

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(7) 0	13,821	3,593	17,414	2,895	20,309
補正前	(7) 0	13,794	4,148	17,942	2,957	20,899
比較	(0) 0	27	△555	△528	△62	△590

()は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

手 当 の 内 訳	区 分	通 勤 手 当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)
	補正後	634	2,836
	補正前	642	3,383
	比較	△8	△547

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△4,269	職員の異動等に伴う増減分	△4,269		
手 当	△4,861	職員の異動等に伴う増減分	△4,861		

3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給料

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令和6年11月1日現在	平均給料月額 (円)	324,439	298,720
	平 均 年 齢 (歳、月)	43.0	44.1
令和6年2月1日現在	平均給料月額 (円)	328,423	335,680
	平 均 年 齢 (歳、月)	43.1	51.6

(2) 級別職員数

区 分	級	一般行政職 (一般職給料表)		級	技能労務職 (技能労務職給料表)	
		職員数(人)	構成比(%)		職員数(人)	構成比(%)
令和6年11月1日現在	1 級	2	6.5	1 級	2	40.0
	2 級	6	19.3	2 級		
	3 級	8	25.8	3 級		
	4 級	7	22.6	4 級		
	5 級	2	6.5	5 級	3	60.0
	6 級	5	16.1			
	7 級					
	8 級	1	3.2			
	計	31	100.0	計	5	100.0
令和6年2月1日現在	1 級	4	12.9	1 級		
	2 級	4	12.9	2 級		
	3 級	9	29.0	3 級	1	20.0
	4 級	4	12.9	4 級		
	5 級	3	9.7	5 級	4	80.0
	6 級	6	19.4			
	7 級					
	8 級	1	3.2			
	計	31	100.0	計	5	100.0

令和6年度 伊勢市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 汚水有形固定資産

イ 土地		375,855
ロ 建物	312,091	
減価償却累計額	<u>△211,003</u>	101,088
ハ 構築物	70,751,002	
減価償却累計額	<u>△17,211,945</u>	53,539,057
ニ 機械及び装置	1,807,628	
減価償却累計額	<u>△1,114,770</u>	692,858
ホ 車両運搬具	10,589	
減価償却累計額	<u>△6,701</u>	3,888
ヘ 工具、器具及び備品	23,983	
減価償却累計額	<u>△19,436</u>	4,547
ト 建設仮勘定		<u>858,783</u>
汚水有形固定資産合計		55,576,076

(2) 雨水有形固定資産

イ 土地		1,026,092
ロ 建物	2,935,721	
減価償却累計額	<u>△1,031,357</u>	1,904,364
ハ 構築物	7,333,728	
減価償却累計額	<u>△2,485,840</u>	4,847,888
ニ 機械及び装置	7,356,891	
減価償却累計額	<u>△3,384,956</u>	3,971,935
ホ 工具、器具及び備品	3,771	
減価償却累計額	<u>△3,583</u>	188
ヘ 建設仮勘定		<u>235,679</u>
雨水有形固定資産合計		11,986,146

(3) 汚水無形固定資産

イ 流域下水道施設利用権		8,434,104
ロ 電話加入権		75
ハ ソフトウェア		<u>943</u>
汚水無形固定資産合計		<u>8,435,122</u>

固定資産合計

75,997,344

2 流動資産

(1) 現金預金		1,145,569
(2) 未収金	429,079	
貸倒引当金	<u>△8,583</u>	<u>420,496</u>

流動資産合計 1,566,065

資 産 合 計 77,563,409

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債		
イ 建設改良等企業債	<u>34,151,954</u>	
企業債合計		34,151,954
(2) 引当金		
イ 退職給付引当金	<u>299,258</u>	
引当金合計		<u>299,258</u>

固定負債合計 34,451,212

4 流動負債

(1) 企業債		
イ 建設改良等企業債	<u>1,910,906</u>	
企業債合計		1,910,906
(2) 未払金		986,833
(3) 預り金		1,000
(4) 引当金		
イ 賞与引当金	20,320	
ロ 法定福利費引当金	<u>3,952</u>	
引当金合計		<u>24,272</u>

流動負債合計 2,923,011

5 繰延収益

長期前受金	45,269,300
収益化累計額	<u>△14,339,968</u>

繰延収益合計 30,929,332

負 債 合 計 68,303,555

資 本 の 部		
6 資本金		8,470,727
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	146,474	
ロ 他会計負担金	282,198	
ハ 周辺環境整備事業負担金	53,565	
ニ 補助金	216,649	
ホ その他資本剰余金	<u>75,851</u>	
資本剰余金合計		774,737
(2) 利益剰余金		
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>14,390</u>	
利益剰余金合計		<u>14,390</u>
剰余金合計		<u>789,127</u>
資 本 合 計		<u>9,259,854</u>
負 債 資 本 合 計		<u>77,563,409</u>

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

機械及び装置（旧小俣町取得分）以外の全資産 定額法

機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法

・主な耐用年数

建物 15 年～ 50 年

構築物 5 年～ 50 年

機械及び装置 5 年～ 35 年

車両運搬具 4 年

工具、器具及び備品 4 年～ 15 年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

流域下水道施設利用権 50 年

ソフトウェア 5 年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。なお、他会計が負担すると見込まれる部分を除いた金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（1 2 月から 3 月までの 4 か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は31,809,416千円である。

III セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

伊勢市下水道事業会計は、汚水事業及び雨水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、汚水事業及び雨水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容及び財務情報の内訳は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
汚水事業	下水道認可区域内の汚水の排除
雨水事業	下水道認可区域内の雨水の排除

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位 千円）

	汚水事業	雨水事業	共通	合計
営業収益	1,081,657	351,326	0	1,432,983
営業費用	2,672,211	625,478	0	3,297,689
営業損益	△1,590,554	△274,152	0	△1,864,706
経常損益	14,390	0	0	14,390
セグメント資産	64,239,634	11,986,146	1,337,629	77,563,409
セグメント負債	57,271,881	11,031,674	0	68,303,555
その他の項目				
他会計繰入金	1,374,083	404,988	0	1,779,071
減価償却費	1,487,329	462,206	0	1,949,535
特別利益	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0
うち減損損失	0	0	0	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,121,765	1,105,980	0	5,227,745

IV その他

1 退職給付引当金の取崩し

当年度において、他会計退職手当負担金として1,601千円を支出するため、退職給付引当金1,601千円を使用する。

2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として58,291千円を支給するため、賞与引当金20,049千円を使用し、これに伴う法定福利費として11,166千円を支出するため、法定福利費引当金3,959千円を使用する。

3 貸倒引当金の取崩し

当年度において、下水道使用料及び下水道受益者負担金に係る債権2,060千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金1,990千円を使用する。

令和6年度 12月補正予算の概要

(単位：千円)

1 一般会計補正予算（第6号）

補正状況	
補正前の予算額	56,733,519
補正予算額	510,665
計	57,244,184

2 一般会計補正予算編成内容

(1) 行政運営上早急に措置すべき諸経費	569,824
(2) 現行の職員配置による職員等人件費の調整（特別会計への繰出金の調整を含む）	▲59,159
合 計	510,665

補正内容

(1) 行政運営上早急に措置すべき諸経費	569,824
1【高齢・障がい福祉課】 障害者介護給付等事業	210,000
障害者介護給付費等に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	
2【保育課】 保育士確保事業	9,374
保育体制強化事業補助金等に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	
3【保育課】 民間保育施設運営補助事業	3,013
運営補助費に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	
4【保育課】 民間保育施設特別支援保育等充実事業	49,000
特別支援保育事業補助金に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	
5【子育て応援課】 児童入所施設措置事業	7,200
母子生活支援施設措置費に不足が見込まれることから、必要経費を増額補正する。	
6【保育課】 市立保育所施設整備事業	30,754
保育所さらら館の空調設備の老朽化のため、更新工事を行う。	

7【農林水産課】	排水機維持管理経費 定期点検の結果、予防保全が必要な箇所について工事設計を行う。	10,500
8【基盤整備課】	本町2号線無電柱化事業 本町2号線無電柱化工事に係る負担金を支出する。	33,333
9【基盤整備課】	排水施設整備事業 楠部排水路の整備を行う。	32,900
10【保育課、教育総務課】	食材費負担軽減事業 米飯の高騰等の影響を受けている給食等食材費について支援し、保護者の経済的負担軽減を図る。 ● 保育所等食材費負担軽減事業 2,052 千円 ● 幼稚園食材費負担軽減事業 145 千円 ● 学校給食用食材費負担軽減事業 7,744 千円 期間：令和6年10月～令和7年3月分 各施設の該当費目にて予算計上。	9,941
11【健康課 外】	国・県支出金の精算による返還金等 予防接種事業 外6事業	173,809

(2) 現行の職員配置による職員人件費等の調整（特別会計への繰出金の調整を含む）

▲59,159

(3) 歳入	510,665
国庫支出金	159,517
県支出金	65,254
繰入金	191,440
繰越金	14,269
諸収入	2,985
市債	77,200

(4) **繰越明許費の補正**

(追加)

市立保育所施設整備事業	30,754
排水機維持管理経費	10,500
創業支援事業	7,000
道路整備事業	1,493,214

河川改良事業	72,955
排水施設整備事業	32,900
公営住宅整備事業	13,849
住宅対策事業	19,000

(5) 債務負担行為の補正

(追加)

いせ市議会だより印刷製本業務委託	R6～R7	4,614
広報いせ印刷製本業務委託	R6～R7	42,287
いせ市民活動センター管理運営委託	R6～R7	19,650
コミュニティバスデマンド運行業務委託	R6～R7	11,274
コミュニティバス運行業務委託	R6～R7	136,988
成年後見サポートセンター運営業務委託	R6～R7	12,925
生活困窮者自立相談支援等業務委託	R6～R7	21,306
家庭学習・生活支援事業業務委託	R6～R7	8,955
おでかけ支援事業	R6～R7	24,000
保育所等紙おむつ収集運搬業務委託	R6～R7	8,019
親子3人乗り自転車利用支援事業	R6～R7	439
健康・医療電話相談業務委託	R6～R7	10,000
連携リハビリテーション医学講座設置事業	R6～R9	72,000
南勢地域医療学寄附研究部門設置事業	R6～R9	28,500
一般廃棄物収集運搬業務委託（その2）（令和6年度債務負担行為）	R6～R7	338,799
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	R6～R7	34,325
二見健康管理増進センター管理運営委託	R6～R9	555
地域経済循環創造事業補助金	R6～R7	100,000
宮川堤公園観光客受入業務委託	R6～R7	6,140
伊勢への誘客促進事業	R6～R7	12,014
集大会・合宿誘致補助金	R6～R7	2,000
高向小俣線ほか1線整備事業業務委託(橋梁下部工事) (P6、P7、P8)	R6～R9	2,950,500
高向小俣線ほか1線整備事業業務委託(橋梁詳細設計修正業務委託)	R6～R7	49,350
雨水ポンプ場保守点検及び緊急対応業務委託	R6～R9	224,976

みなと小学校スクールタクシー運行業務委託	R6～R7	2,686
二見中学校スクールタクシー運行業務委託	R6～R7	576
小俣児童体育館ほか管理運営委託	R6～R9	15,915
尾崎罌堂記念館管理運営委託	R6～R11	41,480
山田奉行所記念館管理運営委託	R6～R11	23,885

3 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

補正状況

補正前の予算額	12,675,717
補正予算額	15,899
計	12,691,616

市町村事務処理標準システム等改修業務委託の増額等。

令和5年度国県支出金精算に伴う償還金。

現行の職員配置による職員人件費等の調整。

4 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

補正状況

補正前の予算額	3,797,843
補正予算額	▲8,116
計	3,789,727

現行の職員配置による職員人件費等の調整等。

5 介護保険特別会計補正予算（第2号）

補正状況

補正前の予算額	15,287,816
補正予算額	903
計	15,288,719

介護給付費財政調整交付金の返還金等。

現行の職員配置による職員人件費等の調整。

6 観光交通対策特別会計補正予算（第2号）

補正状況

補正前の予算額	557,434
補正予算額	0
計	557,434

※歳入歳出予算の総額を変更せず調整。
現行の職員配置による職員人件費等の調整。

債務負担行為の補正

(追加)

ゴールデンウィーク交通対策シャトルバス運行等業務委託	R6～R7	28,578
ゴールデンウィーク交通規制セーフティコーン等設置撤去業務委託	R6～R7	2,909

7 水道事業会計補正予算（第2号）

補正状況

【収益的支出】

既決予定額	2,589,012
補正予定額	2,148
計	2,591,160

【資本的支出】

既決予定額	2,085,779
補正予定額	3,532
計	2,089,311

現行の職員配置による職員人件費等の調整。

8 下水道事業会計補正予算（第1号）

補正状況

【収益的支出】

既決予定額	3,885,540
補正予定額	▲6,794
計	3,878,746

【資本的支出】

既決予定額	6,158,477
補正予定額	▲4,273
計	6,154,204

現行の職員配置による職員人件費等の調整。

議案第 118 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過

措置に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置

に関する条例を次のように提出する。

令和 6 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例

目次

第1章 関係条例の整理（第1条・第2条）

第2章 経過措置

第1節 通則（第3条・第4条）

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置（第5条・第6条）

第3節 その他（第7条）

附則

第1章 関係条例の整理

（伊勢市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正）

第1条 伊勢市個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年伊勢市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第8項から第10項まで及び第12項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（伊勢市職員給与条例等の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- （1） 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）第26条第3号及び第4号並びに第27条第1項第1号及び第3項第1号
- （2） 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し、同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項
- （3） 伊勢市消防団条例（平成17年伊勢市条例第208号）第5条第1号
- （4） 伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成17年伊勢市条

例第210号) 第6条第1号

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第4条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置

(伊勢市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条第1号の規定による改正後の伊勢市職員給与条例第27条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条第2号の規定による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3節 その他

(経過措置の規則への委任)

第7条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(説 明)

これは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例

の罰則及び人の資格に関する規定を改めるとともに、所要の経過措置を定めるため、条例を制定しようとするものである。

(参考)

伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例（第1条関係）

改正後	改正前
第1条～第9条 略 附 則 1～7 略 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 10 旧実施機関の職員である者がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的でこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録をこの条例の施行後に収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 11 略 12 附則第8項第1号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前においてその職務上知り得た個人の秘密を、この条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は3万円以下の罰金に処する。ただし、法令等に別段の定めがある場合は、この限りでない。 13～15 略	第1条～第9条 略 附 則 1～7 略 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 10 旧実施機関の職員である者がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的でこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録をこの条例の施行後に収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 11 略 12 附則第8項第1号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前においてその職務上知り得た個人の秘密を、この条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の<u>懲役</u>又は3万円以下の罰金に処する。ただし、法令等に別段の定めがある場合は、この限りでない。 13～15 略

伊勢市職員給与条例（第2条第1号関係）

改正後	改正前
第1条～第25条 略 (期末手当の支給制限)	第1条～第25条 略 (期末手当の支給制限)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第27条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第27条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、

この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略 第28条～第40条 略	この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) 略 4～6 略 第28条～第40条 略
--	---

伊勢市職員退職手当支給条例（第2条第2号関係）

改正後	改正前
第1条～第11条 略 (退職手当の支払の差止め) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せ	第1条～第11条 略 (退職手当の支払の差止め) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) 略 2～4 略 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 略 (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>禁錮</u>以上の刑に処せら

られた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者

られた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者

(次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

第15条 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

(次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

第15条 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第14条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2・3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略 第17条～第19条 略	2・3 略 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 略 第17条～第19条 略
---	---

伊勢市消防団条例（第2条第3号関係）

改正後	改正前
第1条～第4条 略 (欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略 第6条～第19条 略	第1条～第4条 略 (欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 略 第6条～第19条 略

伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例（第2条第4号関係）

改正後	改正前
第1条～第5条の2 略 (退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(4) 略 第7条～第9条 略	第1条～第5条の2 略 (退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(4) 略 第7条～第9条 略

議案第 119 号

伊勢市市税条例の一部改正について

伊勢市市税条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「又は前項」を加え、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の規定による場合のほか、非常災害その他非常の場合においては、同項各号のいずれかに該当することが明らかであると認める者について市民税を減免する必要があると認めるときは、職権により市民税を減免することができる。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「又は前項」を加え、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の規定による場合のほか、非常災害その他非常の場合においては、同項各号のいずれかに該当することが明らかであると認める固定資産の所有者について当該固定資産に係る固定資産税を減免する必要があると認めるときは、職権により固定資産税を減免することができる。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「又は前項」を加え、「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の規定による場合のほか、非常災害その他非常の場合においては、同項各号のいずれかに該当することが明らかであると認め

る土地又はその取得に対して課する特別土地保有税に係る当該土地の所有者又は取得者について特別土地保有税を減免する必要があると認めるときは、職権により特別土地保有税を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

これは、市民税、固定資産税及び特別土地保有税について、非常災害その他非常の場合においては、職権による減免を可能とするため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
第1章 総則 第1節 通則 第1条～第6条 略 第2節 賦課徴収 第7条～第22条 略 第2章 普通税 第1節 市民税 第23条～第50条 略 (市民税の減免) 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 (1)～(5) 略 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 市長は、<u>第1項の規定による場合のほか、非常災害その他非常の場合においては、同項各号のいずれかに該当することが明らかであると認める者について市民税を減免する必要があると認めるときは、職権により市民税を減免することができる。</u> 4 第1項又は前項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第52条～第53条の12 略 第2節 固定資産税 第54条～第70条 略 (固定資産税の減免) 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。 (1)～(4) 略 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲	第1章 総則 第1節 通則 第1条～第6条 略 第2節 賦課徴収 第7条～第22条 略 第2章 普通税 第1節 市民税 第23条～第50条 略 (市民税の減免) 第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。 (1)～(5) 略 2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第52条～第53条の12 略 第2節 固定資産税 第54条～第70条 略 (固定資産税の減免) 第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。 (1)～(4) 略 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲

掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 3 <u>市長は、第1項の規定による場合のほか、非常災害その他非常の場合においては、同項各号のいずれかに該当することが明らかであると認める固定資産の所有者について当該固定資産に係る固定資産税を減免する必要があると認めるときは、職権により固定資産税を減免することができる。</u> 4 <u>第1項又は前項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u> 第72条～第79条 略 第3節 軽自動車税 第80条～第91条 略 第4節 市たばこ税 第92条～第130条 略 第5節 特別土地保有税 第131条～第139条の2 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1)～(3) 略 2 前項の規定により<u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(3) 略 3 <u>市長は、第1項の規定による場合のほか、非常災害その他非常の場合においては、同項各号のいずれかに該当することが明らかであると認める土地又はその取得に対して課する特別土地保有税に係る当該土地の所有者又は取得者について特別土地保有税を減免する必要があると認めるときは、職権により特別土地保有税を減免することがで</u>	掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(5) 略 3 <u>第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u> 第72条～第79条 略 第3節 軽自動車税 第80条～第91条 略 第4節 市たばこ税 第92条～第130条 略 第5節 特別土地保有税 第131条～第139条の2 略 (特別土地保有税の減免) 第139条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1)～(3) 略 2 前項の規定によって<u>特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(3) 略
---	--

<u>きる。</u> 4 第1項又は前項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第140条～第140条の7 略 第3章 目的税 第1節 入湯税 第141条～第151条 略	3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第140条～第140条の7 略 第3章 目的税 第1節 入湯税 第141条～第151条 略
---	--

議案第 120 号

伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例

伊勢市学習等供用施設条例（平成17年伊勢市条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表西豊浜町上区町民会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

これは、西豊浜町上区町民会館を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後		改正前	
第1条 略 (名称及び位置)		第1条 略 (名称及び位置)	
第2条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。		第2条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。	
第3条～第15条 略		第3条～第15条 略	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
村松町民会館	略	村松町民会館	略
東豊浜町土路区 町民会館	略	東豊浜町土路区 町民会館	略
		西豊浜町上区町 民会館	伊勢市西豊浜町40番地
柏町民会館	略	柏町民会館	略
船江会館	略	船江会館	略
坂東会館	略	坂東会館	略
有滝町民会館	略	有滝町民会館	略
小川町民会館	略	小川町民会館	略
田尻町民会館	略	田尻町民会館	略
辻久留台会館	略	辻久留台会館	略
昭和苑会館	略	昭和苑会館	略
檜原町民会館	略	檜原町民会館	略
東大淀町民会館	略	東大淀町民会館	略
植山町民会館	略	植山町民会館	略
溝口会館	略	溝口会館	略
小俣北部公民館	略	小俣北部公民館	略
湯田公民館	略	湯田公民館	略
明野公民館	略	明野公民館	略
宮前公民館	略	宮前公民館	略
上惣公民館	略	上惣公民館	略

議案第 121 号

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年伊勢市条例第113号）
の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 補則（第16条）」を「第5章 伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会（第16条—第22条）」に改める。
第6章 補則（第23条）

第5章中第16条を第23条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会

（伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 法第18条の規定に基づき、伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会
（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第17条 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の
支給に関する事項を調査審議する。

（組織）

第18条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) その他市長が必要と認める者

（任期）

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任
者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密保持義務)

第 20 条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(資料の提出その他の協力)

第 21 条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 22 条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第 18 条第 2 項の規定による伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会の委員	日 額	23,600円
------------------	-----	---------

(説 明)

これは、伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会を新たに設置するため、
条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 災害弔慰金の支給(第3条―第8条) 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条―第11条) 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条―第15条) 第5章 <u>伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会(第16条―第22条)</u> 第6章 <u>補則(第23条)</u> 附則 第1章 総則 第1条・第2条 略 第2章 災害弔慰金の支給 第3条～第8条 略 第3章 災害障害見舞金の支給 第9条～第11条 略 第4章 災害援護資金の貸付け 第12条～第15条 略 第5章 <u>伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会</u> <u>(伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会)</u> 第16条 <u>法第18条の規定に基づき、伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u> <u>(所掌事務)</u> 第17条 <u>委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する。</u> <u>(組織)</u> 第18条 <u>委員会は、委員5人以内で組織する。</u> 2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u> (1) <u>医師</u> (2) <u>弁護士</u> (3) <u>その他市長が必要と認める者</u> <u>(任期)</u> 第19条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と</u>	目次 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 災害弔慰金の支給(第3条―第8条) 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条―第11条) 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条―第15条) 第5章 <u>補則(第16条)</u> 附則 第1章 総則 第1条・第2条 略 第2章 災害弔慰金の支給 第3条～第8条 略 第3章 災害障害見舞金の支給 第9条～第11条 略 第4章 災害援護資金の貸付け 第12条～第15条 略

する。 2 委員は、再任されることができる。 (秘密保持義務) 第20条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (資料の提出その他の協力) 第21条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。 (委任) 第22条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 第6章 補則 (規則への委任) 第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第5章 補則 (規則への委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
---	--

伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(附則第3項関係)

改正後			改正前		
第1条 略			第1条 略		
(報酬)			(報酬)		
第2条 非常勤の職員に支給する報酬の額は、別表のとおりとする。			第2条 非常勤の職員に支給する報酬の額は、別表のとおりとする。		
2・3 略			2・3 略		
第3条～第7条 略			第3条～第7条 略		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
教育委員会の委員	略	略	教育委員会の委員	略	略
選挙管理委員会の委員長	略	略	選挙管理委員会の委員長	略	略
選挙管理委員会の委員	略	略	選挙管理委員会の委員	略	略
公平委員会の委員	略	略	公平委員会の委員	略	略
代表監査委員	略	略	代表監査委員	略	略
監査委員(識見を有する者のうちから選任された者)	略	略	監査委員(識見を有する者のうちから選任された者)	略	略
監査委員(議員のうちから選任された者)	略	略	監査委員(議員のうちから選任された者)	略	略
農業委員会の会長	略	略	農業委員会の会長	略	略
農業委員会の会長職務代	略	略	農業委員会の会長職務代	略	略

理者			理者		
農業委員会の委員	略	略	農業委員会の委員	略	略
農地利用最適化推進委員	略	略	農地利用最適化推進委員	略	略
固定資産評価審査委員会の委員	略	略	固定資産評価審査委員会の委員	略	略
情報公開審査会の委員	略	略	情報公開審査会の委員	略	略
休日・夜間応急診療所運営委員会の委員及び臨時委員	略	略	休日・夜間応急診療所運営委員会の委員及び臨時委員	略	略
介護認定審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	略	略	介護認定審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	略	略
介護認定審査会の委員	略	略	介護認定審査会の委員	略	略
障害者介護給付費等の支給に関する審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	略	略	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の会長、合議体の長及びこれらの職務を代理した委員	略	略
障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	略	略	障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	略	略
災害弔慰金等支給審査委員会の委員	旦額	23,600円			
いじめ問題調査委員会の委員	略	略	いじめ問題調査委員会の委員	略	略
行政不服審査会の委員	略	略	行政不服審査会の委員	略	略
教育支援委員会の委員、臨時委員及び専門委員	略	略	教育支援委員会の委員、臨時委員及び専門委員	略	略
特別支援教育推進会議の会長及び会長職務代理者	略	略	特別支援教育推進会議の会長及び会長職務代理者	略	略
特別支援教育推進会議の委員、臨時委員及び専門委員	略	略	特別支援教育推進会議の委員、臨時委員及び専門委員	略	略
学校運営協議会の委員	略	略	学校運営協議会の委員	略	略
学校評議員	略	略	学校評議員	略	略
いじめ問題対策委員会の委員及び臨時委員	略	略	いじめ問題対策委員会の委員及び臨時委員	略	略
社会教育委員	略	略	社会教育委員	略	略
名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員長及び副委員長	略	略	名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員長及び副委員長	略	略
名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員、臨時委員及び専門委員	略	略	名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員、臨時委員及び専門委員	略	略
名勝二見浦保存活用計画策定委員会の委員及び臨時委員	略	略	名勝二見浦保存活用計画策定委員会の委員及び臨時委員	略	略

旧賓日館保存整備委員会の委員	略	略	旧賓日館保存整備委員会の委員	略	略
旧賓日館保存活用計画策定委員会の委員	略	略	旧賓日館保存活用計画策定委員会の委員	略	略
伊勢うどん調査研究委員会の委員	略	略	伊勢うどん調査研究委員会の委員	略	略
美術展覧会審査委員会の委員	略	略	美術展覧会審査委員会の委員	略	略
市立伊勢総合病院院内事故調査委員会の委員	略	略	市立伊勢総合病院院内事故調査委員会の委員	略	略
その他附属機関の委員その他の構成員	略	略	その他附属機関の委員その他の構成員	略	略
休日・夜間応急診療所の管理者	略	略	休日・夜間応急診療所の管理者	略	略
スポーツ推進委員	略	略	スポーツ推進委員	略	略
いじめ問題対策連絡協議会の委員	略	略	いじめ問題対策連絡協議会の委員	略	略
選挙長	略	略	選挙長	略	略
投票所の投票管理者	略	略	投票所の投票管理者	略	略
期日前投票所の投票管理者	略	略	期日前投票所の投票管理者	略	略
開票管理者	略	略	開票管理者	略	略
選挙立会人	略	略	選挙立会人	略	略
投票所の投票立会人	略	略	投票所の投票立会人	略	略
期日前投票所の投票立会人	略	略	期日前投票所の投票立会人	略	略
指定病院等の不在者投票立会人	略	略	指定病院等の不在者投票立会人	略	略
開票立会人	略	略	開票立会人	略	略
選挙管理委員補充員	略	略	選挙管理委員補充員	略	略

議案第 122 号

伊勢市吹上駐車場条例の一部改正について

伊勢市吹上駐車場条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 6 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市吹上駐車場条例の一部を改正する条例

伊勢市吹上駐車場条例（平成 17 年伊勢市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「住民」を「市民等」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条第 1 項中「、毎年度」を削り、同項後段を削る。

第 8 条中「料金は」の次に「、一の区画につき」を加え、「8,630 円」を「7,000 円」に改める。

第 9 条中「納入通知書により」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項及び第 9 条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の伊勢市吹上駐車場の利用に係るこの条例による改正後の伊勢市吹上駐車場条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による申請及び許可並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例第 5 条から第 8 条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例第 8 条の規定は、施行日以後の伊勢市吹上駐車場の利用に係る駐車料金について適用し、施行日前の伊勢市吹上駐車場の利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、伊勢市吹上駐車場の利用者の範囲及び駐車料金を改めるとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
(設置) 第1条 市街地における自動車の駐車需要に対応し、<u>市民等</u>の利便に資するため、伊勢市吹上駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。 第2条・第3条 略 第4条 削除 (利用の許可) 第5条 駐車場を利用しようとする者は、市長に申請してその許可を受けなければならない。 2 略 第6条・第7条 略 (駐車料金) 第8条 料金は、<u>一の区画につき</u>、1月当たり<u>7,000円</u>とする。 (料金の納付) 第9条 駐車場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の許可の期間に係る料金を、市長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、料金を分納することができる。 第10条～第16条 略	(設置) 第1条 市街地における自動車の駐車需要に対応し、<u>住民</u>の利便に資するため、伊勢市吹上駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。 第2条・第3条 略 (利用者の範囲) 第4条 駐車場を利用できる範囲は、市内に住所又は勤務場所を有する者とする。ただし、<u>市長が特に必要と認める者については、この限りでない。</u> (利用の許可) 第5条 駐車場を利用しようとする者は、<u>毎年度</u>、市長に申請してその許可を受けなければならない。<u>年度の途中において、駐車場を利用しようとするときも、また同様とする。</u> 2 略 第6条・第7条 略 (駐車料金) 第8条 料金は、1月当たり<u>8,630円</u>とする。 (料金の納付) 第9条 駐車場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の許可の期間に係る料金を、市長が指定する期日までに<u>納入通知書により</u>納付しなければならない。ただし、料金を分納することができる。 第10条～第16条 略

議案第 123 号

伊勢市立公民館の指定管理者の指定について

伊勢市立公民館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体

- (1) 名称 伊勢市立下小俣公民館
団体 伊勢市小俣町元町 1282 番地 1
下小俣自治会
会長 中山 憲一
- (2) 名称 伊勢市立高畑公民館
団体 伊勢市小俣町宮前 787 番地 3
高畑自治区
区長 小森 正行
- (3) 名称 伊勢市立新高公民館
団体 伊勢市御薊町高向 686 番地 8
新高地区自治会連合会

代表 森田 秀次

- (4) 名称 伊勢市立高向公民館
団体 伊勢市御薮町高向 2658 番地 1
高向区
区長 中村 武弘

- (5) 名称 伊勢市立王中島公民館
団体 伊勢市御薮町王中島 594 番地
王中島区
区長 世古口 明人

- (6) 名称 伊勢市立新開公民館
団体 伊勢市御薮町新開 941 番地 5
御薮町新開区
区長 中谷 敬一

- (7) 名称 伊勢市立上長屋公民館
団体 伊勢市御薮町長屋 2863 番地 2
上長屋区
区長 大西 正治

- (8) 名称 伊勢市立中長屋公民館
団体 伊勢市御薮町長屋 1074 番地 1
中長屋自治会
会長 奥田 奈美子

- (9) 名称 伊勢市立下長屋公民館
団体 伊勢市御薮町長屋 1599 番地 2
下長屋区
区長 北川 昌男

- (10) 名称 伊勢市立上條公民館

団体 伊勢市御菌町上條 88 番地

上條区自治会

会長 中嶋 俊嗣

(11) 名称 伊勢市立小林公民館

団体 伊勢市御菌町小林 343 番地

小林区

区長 高橋 正俊

(12) 名称 伊勢市立上條公民館分館

団体 伊勢市御菌町上條 88 番地

上條区自治会

会長 中嶋 俊嗣

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、伊勢市立公民館（伊勢市立高麗広公民館を除く。）について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 124 号

尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について

尾崎罌堂記念館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

尾崎罌堂記念館

2 指定管理者となる団体

伊勢市小俣町元町 1718 番地

特定非営利活動法人罌堂香風

理事長 土井 孝子

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、尾崎罌堂記念館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 125 号

山田奉行所記念館の指定管理者の指定について

山田奉行所記念館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

山田奉行所記念館

2 指定管理者となる団体

伊勢市御薗町新開 402 番地

山田奉行所記念館友の会

会長 平野 良治

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、山田奉行所記念館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 126 号

伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について

伊勢市学習等供用施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体

- (1) 名称 村松町民会館
団体 伊勢市村松町 4011 番地 1
村松町会
会長 中村 晃久
- (2) 名称 東豊浜町土路区町民会館
団体 伊勢市東豊浜町 1089 番地
土路区町会
会長 角屋 隆生
- (3) 名称 柏町民会館
団体 伊勢市柏町 528 番地
柏町会

会長 澤村 元弘

(4) 名称 船江会館

団体 伊勢市船江 1 丁目 5 番 44 号

船江連合会

会長 山口 幸彦

(5) 名称 坂東会館

団体 伊勢市中須町 406 番地 4

中須町坂東自治会

会長 大野 茂

(6) 名称 有滝町民会館

団体 伊勢市有滝町 2638 番地

有滝町会

会長 濱口 惠一

(7) 名称 小川町民会館

団体 伊勢市西豊浜町 3657 番地 3

西豊浜町小川区自治会

会長 佐々木 信行

(8) 名称 田尻町民会館

団体 伊勢市田尻町甲 239 番地

田尻町自治会

会長 山上 智寛

(9) 名称 辻久留台会館

団体 伊勢市辻久留町 545 番地 180

辻久留台自治会

会長 藤原 厚

(10) 名称 昭和苑会館

- 団体 伊勢市上野町 324 番地 5
昭和苑自治会
会長 濱川 光宏
- (11) 名称 檜原町民会館
団体 伊勢市檜原町 113 番地 1
檜原町会自治会
会長 右京 英彦
- (12) 名称 東大淀町民会館
団体 伊勢市東大淀町 201 番地 1
東大淀町会
会長 西村 行春
- (13) 名称 植山町民会館
団体 伊勢市植山町 486 番地
植山町自治会
会長 角谷 浩
- (14) 名称 溝口会館
団体 伊勢市二見町溝口 516 番地 1
溝口区
区長 酒徳 孝
- (15) 名称 小俣北部公民館
団体 伊勢市小俣町明野 418 番地 8
明野第四自治区
区長 井上 正
- (16) 名称 湯田公民館
団体 伊勢市小俣町湯田 554 番地 1
小俣町湯田自治区

区長 中川 芳明

(17) 名称 明野公民館

団体 伊勢市小俣町明野 1445 番地 1

明野第一・第二自治区

区長 佐々木 敏

(18) 名称 宮前公民館

団体 伊勢市小俣町宮前 433 番地 2

宮前自治区

区長 秋吉 勝身

(19) 名称 上惣公民館

団体 伊勢市小俣町相合 999 番地 6

上惣自治区

区長 西中 政嗣

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、伊勢市学習等供用施設について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 127 号

伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定について

伊勢市小俣児童体育館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市小俣児童体育館

2 指定管理者となる団体

伊勢市小俣町明野 418 番地 8

明野第四自治区

区長 井上 正

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、伊勢市小俣児童体育館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 128 号

伊勢市小俣北部保健福祉会館の指定管理者の指定について

伊勢市小俣北部保健福祉会館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市小俣北部保健福祉会館

2 指定管理者となる団体

伊勢市小俣町明野 418 番地 8

明野第四自治区

区長 井上 正

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、伊勢市小俣北部保健福祉会館について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 129 号

伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理者の指定について

伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

伊勢市二見健康管理増進センター

2 指定管理者となる団体

伊勢市二見町松下 1998 番地 4

二見町松下区

区長 東端 弘泰

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、伊勢市二見健康管理増進センターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 130 号

伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体

(1) 名称 三津コミュニティセンター

団体 伊勢市二見町三津 301 番地

三津区自治会

会長 三浦 徹

(2) 名称 江コミュニティセンター

団体 伊勢市二見町江 683 番地 2

江区自治会

区長 濱千代 博之

(3) 名称 西コミュニティセンター

団体 伊勢市二見町西 866 番地

西区自治会

区長 松本 泰志

(4) 名称 光の街コミュニティセンター

団体 伊勢市二見町光の街 1019 番地 4

光の街区自治会

区長 前田 昌和

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、伊勢市地区コミュニティセンター（今一色コミュニティセンター及び市長が管理する施設を除く。）について、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 131 号

いせ市民活動センターの指定管理者の指定について

いせ市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

いせ市民活動センター

2 指定管理者となる団体

伊勢市前山町 1522 番地 39

特定非営利活動法人いせコンビニネット

理事長 伊東 俊一

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(説 明)

これは、いせ市民活動センターについて、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものである。

議案第 132 号

事務用パソコンの取得について

次のように事務用パソコンを買い入れるものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 取得する事務用パソコン
ノート型パソコン 410 台
- 2 契約の方法
要件付一般競争入札
- 3 買入価格
45,980,000 円
- 4 買入先
伊勢市竹ヶ鼻町 100 番地
株式会社アイ・シー・エス 三重営業グループ
グループ長 西口 寛

(説 明)

これは、事務用パソコンを取得するにつき、伊勢市議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、
議会の議決を求めるものである。

入札結果調書

(参考)

開札日	令和 6 年10月29日
担当課	デジタル政策課
業種種別	事務用機器・O A機器及び関連製品
案件名	事務用パソコン
納品場所	伊勢市役所本庁舎
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和 7 年 7 月31日
契約金額 (税込み)	45, 980, 000円
予定価格 (税抜き)	56, 420, 000円
最低制限価格	—
契約方法	要件付一般競争入札

No	業者名	入札額	落札	摘要
1	株式会社アイ・シー・エス 三重営業グループ	41, 800, 000円	落札	
2	ミツイワ株式会社 マネージドサービス本部東海 マネージドサービス部伊勢サービスセンター	61, 000, 000円		予定価格超過

上記金額は、税抜きの額で表示しています。

議案第 133 号

学習者用端末の取得について

次のように学習者用端末を買い入れるものとする。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 取得する学習者用端末

タブレット端末（キーボード付きケース及びタッチペンを含む。）

1,100 台

2 契約の方法

随意契約

3 買入価格

59,895,000 円

4 買入先

伊勢市神田久志本町 1042 番地

株式会社サイバーウェイブジャパン

代表取締役 西岡 眞

（説 明）

これは、学習者用端末を取得するにつき、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

(参考)

担当課	伊勢市教育研究所
納品場所	伊勢市教育研究所
期間(自)	市議会議決の日
期間(至)	令和7年1月31日
契約金額(税込み)	59,895,000円
予定価格(税抜き)	55,000,000円
契約方法	随意契約
随意契約の理由	性質又は目的が競争入札に適しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) ※買入先は、三重県GIGAスクール構想推進協議会(事務局:三重県教育委員会)が実施した企画提案コンペにより選定された。

議案第 134 号

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定の変更について

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定について、次のとおり変更する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 協定の対象

市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業

2 変更内容

(1) 概要

変更前	橋梁上部工事、橋梁下部工事、橋梁詳細設計及び地質調査
-----	----------------------------

変更後	橋梁上部工事、橋梁下部工事、橋梁詳細設計、地質調査及び工事積算等
-----	----------------------------------

(2) 協定金額

変更前	約 8,600,000,000 円
-----	-------------------

変更後	約 9,740,000,000 円
-----	-------------------

変更による増額	約 1,140,000,000 円
---------	-------------------

3 協定の相手方

津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 一見 勝之

4 変更の理由

- (1) 本協定において定める受委託内容の記載事項を見直したため。
- (2) 右岸側橋台の施工者が国土交通省から三重県に変更されたことに伴い、本協定に右岸側橋台の施工を追加することとなったこと及び物価高騰等により工事価格が上昇したことにより、事業費の増額が生じたため。

(説 明)

これは、市道高向小俣線（宮川橋）橋梁架替事業の協定の事業の概要に関する事項及び協定金額を変更することについて、伊勢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 135 号

市道の路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	小 俣 本 町 令 3－15 号線	小俣町本町 3617 番地先		
			小俣町本町 3642 番地先		

(説 明)

これは、市道の路線を廃止するにつき、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



位置図 1

- …廃止する路線
- …起点
- × …終点

対照番号	路線名
①	小俣本町令3-15号線

議案第 136 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	宮前令 6－8 号線	小俣町宮前 518 番 1 地先		
			小俣町宮前 518 番 3 地先		
1	2	宮前令 6－9 号線	小俣町宮前 518 番 5 地先		
			小俣町宮前 518 番 8 地先		
2	1	鹿海令 6－10 号線	鹿海町 1528 番 4 地先		
			鹿海町 1528 番 2 地先		
3	1	小俣本町令 6 －11 号線	小俣町本町 341 番 271 地先		
			小俣町本町 3610 番地先		
3	2	小俣本町令 6 －12 号線	小俣町本町 341 番 264 地先		
			小俣町本町 3650 番地先		

3	3	小俣本町令 6	小俣町本町 3617 番地先		
		— 13 号線	小俣町本町 3651 番地内		

(説 明)

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。





